

第4章 地域社会調査

1. 町並み保存の経緯

1-1 町並み調査の始まり

福山市鞆町には伝統的建造物が群として残り、港の風景に溶け込み風情豊かな歴史的景観を形成している。そのため鞆の浦は、1973（昭和48）年に、いち早く伝統的建造物集中地域として文化庁からリストアップされている。

1975（昭和50）年には、福山市が最初の伝統的建造物群保存対策調査を行ない、翌年に福山市鞆町町並調査報告書『鞆の町並』（1976）として発刊している。この調査を受けて1978（昭和53）年度、鞆の伝統的街区の保存活用を具体化するために「鞆歴史的記念地区再開発」に関する調査が実施され、町並み保存の計画案が示された。

なお、1990（平成2）年度、町並み保存の具体案を検討した福山市鞆地区景観形成（町並み保存）調査も行われている。

1-2 町並み現況調査から保存整備推進事業へ

その後、1996（平成8）年、福山市は新たに『鞆地区まちづくりマスタープラン』を策定し、鞆地区の計画的かつ総合的な「まちづくり」の指針を示した。その基本方針の一つに「歴史的文化遺産の保全・活用」を位置付け、これら貴重な文化遺産を生かした「町並み保存」を具体的に推進することとなった。

1997・98（平成9・10）年度の2年間をかけて建造物と石造物について「鞆地区町並み現況調査」を実施した。この調査の結果、中には老朽化の激しい建物も数多く、早急な保存修理が必要な状況にあることが確認された。また、若者の町外への流出、高齢者人口の増加などにより、空家の数も多く、建物の維持が困難な状況も併せもち、伝統的な建物が取り壊されるといった例もみうけられた。

こうした状況を鑑み歴史的町並みを保全するため、福山市は1998（平成10）年度に「福山市鞆地区町並み保存整備推進事業実施基本要綱」を制定し、修理、修景に対する補助事業に取り組んできた。保存地区の都市計画決定の見通しがたたないため、2003（平成15）年度から2006（平成18）年度まで町並み保存推進事業の予算執行を見送った時期もあるが、2016（平成28）年度までに、合計91件の修理・修景事業を実施している。なお、2007（平成19）年には、町並み保存推進事業の財源に充てるため、福山市鞆町歴史的町並み保存基金（翌年と合わせて合計3億円を積立）を創設した。

1-3 伝統的建造物群保存地区の都市計画決定

2000（平成12）年、福山市は福山市伝統的建造物群保存地区保存条例を制定し、福山市伝統的建造物群保存地区保存審議会を設置、伝統的建造物群保存地区の範囲や保存計画を諮問し、2001（平成13）年に保存地区の範囲について、2002（平成14）年には保存計画の答申を受けている。

2007（平成19）年度に入り、重要伝統的建造物群保存地区の選定を目標とした町並み保存推進事業を再開することとなり、地元で都市計画決定の住民説明会を開催し、2008（平成20）年3月31日には、伝統的建造物群保存地区（約8.6ha）の都市計画決定をした。

1-4 文化財建造物などの保存

保存地区内には史跡「朝鮮通信使遺跡鞆福禅寺境内」が所在し、史跡内の「対潮楼」は、1990（平成2）年から2年間をかけて、「福禅寺本堂」は1997（平成9）年から3年間をかけて、保存修理事業が

実施された。対潮楼から眺める絶景は、多くの観光客を魅了している。

重要文化財「太田家住宅」の保存修理事業は、1996（平成8）年から始まり、2001（平成13）年に完了した。「太田家住宅」と「太田家住宅朝宗亭」は、港町鞆を代表する商家の遺構で、保存地区の中核として位置づく重要な建造物群である。修理後、建物の内部公開も行われている。

1987（昭和62）年、福山市は鞆の商家の典型を示す建物（主屋、土蔵）を購入し、その後、修理保存し1992（平成4）年に「鞆の津の商家」として福山市重要文化財に指定した。2003（平成15）年度から「鞆・町並ひな祭」の会期に併せ、2008（平成20）年度からは土、日曜日、祝日も主屋の内部公開を行っている。

1997（平成9）年、港に面した大規模な浜蔵の「いろは丸展示館」が、登録文化財に登録された。この蔵は坂本龍馬やいろは丸関係の資料の展示施設として、建物の内部公開もしている。

指定文化財ではないが、1989（平成元）年、鞆港のシンボルとなっている石造の常夜燈が老朽化したため、広島県、福山市で修復事業を行った。

なお、この度の調査範囲にある建造物、史跡の指定・登録文化財は次のとおりである。

種別	指定区分	名称
建造物	国重文	安国寺釈迦堂 1棟 附柱聯一双
	国重文	沼名前神社能舞台 1棟
	国重文	太田家住宅 9棟
	国重文	太田家住宅朝宗亭 3棟
	県重文	沼名前神社鳥居 1基
	市重文	沼名前神社石とうろう 1対
	市重文	岡本家長屋門 1棟
	市重文	鞆の津の商家 2棟
史跡	国史跡	朝鮮通信使遺跡 鞆福禅寺境内
	県史跡	鞆七卿落遺跡
	県史跡	備後安国寺
	県史跡	平賀源内生祠
	市史跡	大可島城跡 附伝桑原一族墓地
	市史跡	鞆城跡
登録文化財	国	いろは丸展示館 1棟 南禅坊本堂 1棟及び山門 1棟



鞆の津の商家

1-5 町並みの整備や住民の取組など

1988（昭和63）年から1991（平成3）年にかけて鞆町歴史的地区環境整備街路事業として天然石、インターロッキングなどによる道路の美装化を行っている。

1988（昭和63）年、地元から大きな支援を得る中、鞆の浦の歴史・民俗などの資料の収集、保存、展示などの拠点として福山市鞆の浦歴史民俗資料館が開館し、以来、行政と住民が一体となった協働で、鞆の浦の歴史、文化の研究・紹介を行い、町並み保存の啓発の場ともなっている。また、2002（平成14）年度、この資料館が事務局となり地元住民らによる実行委員会が主催して、鞆の町並みを舞台とした「鞆・町並みひな祭」や「八朔の馬出し」などが毎年継続的に実施され、町並み保存啓発の一助となっている。

地元住民の町並み保存団体としては、1997（平成9）年に鞆町内の23町内会長による「鞆町並み保存推進委員会」が発足し、定期的に行政との協議や先進地視察などを行っている。また、この度の調査にあたっては住民意識調査などの協力を得た。今後も更に、住民と行政が一体となり協働で町並み保存整備事業に取り組んでいく必要がある。

2. 鞆の浦の祭礼と民俗

本節では、鞆の浦で行われる、あるいは行われていた祭礼と民俗行事を示し、特に重要なものは調査し、町並み保存にとって重要と考えられる事項について指摘したい。

2-1 近世における年中行事

近世における年中行事は、たとえば文化15（1818）年の『備後国福山領風俗御問状答書』に詳しく¹、鞆の浦の町人の具体的な状態は、保命酒屋・中村家が弘化2（1845）年に記録した『趣法録』によって判明する²。それらと現在の鞆の浦で行われている伝統行事を合わせて、月別の主要行事を復原して記す。ただし『趣法録』は家計改良のための記録なので、前代よりも質素になり、記された食材は必要量が示されていて必ずしも料理そのものではないが、食文化を示すものとして記しておく。

一月

元旦 大規模な町家には門松が飾られ、年徳神として先祖の位牌、帳面・宗旨の本尊、胡大黒を祀る。明け方には氏神、墓所、旦那寺などに参詣し、朝未明に年男が若水を汲み、屠蘇・雑煮・組重を食べる。この日から三日間は、子ども達が宵に歌を歌って歩く風習があった。

雑煮は、フグかハゼの干物からとった出汁に、大根・水菜・焼豆腐・里いも・ゴボウが入ったすまし汁で、薬味は縁起語呂からふくたちとし、根菜も丸切りとして丸餅を用いる。小皿は「豆三・い王し二・牛蒡二」とみえる。昼食は、小豆御飯で、里いも・ニンジン・ふくたちの小皿と青み汁をつける。夕食は、煮しめのみと質素である。

二日 掃き初めで、朝食は「い王ひ同様」とあり、昼食も引き続き小豆御飯に「可らせ、白豆腐、葛かけ」の皿と青み汁のみ。夕食も「煮しめ」のみと元旦に準じる。

三日 船乗初めで、官船の乗り初めも行われる。町惣代・月番・宿老は町役所へ出勤し、さらに城下へ行って藩主館に献上物を持参する。朝食は、「い王ひ右同断」だが「ブリを遺す」とある。昼食は、小豆御飯に「ブリゴボウ、福たち」の小皿と青み汁である。夕食は、三ヶ日の最後であるからなのか、「カズノコ、ホタテ、豆腐 酒」の御馳走であった。

四日 鏡餅や注連縄をおろし、朝は「福あかし」として「三ヶ日の御前おなじ頂戴」としている。今日より出家、社人、山伏は年礼に回り、初春の宮座会合も行われる。

五日 御用達、御用達並、旅行苗字帯刀、家号書き下し、独礼などの格式をもつ町人は、藩主館に年始に行く。宿老は、町奉行宅へ年始に行く。中村家には、この日、南禅坊と賢召(マ)寺が年始に訪れている。

七日 鞆八幡宮（沼名前神社）で「お弓神事」がある。弓役は、元旦より齋戒沐浴して備える。朝は七草粥を炊く。町内初寄合に宿老一同が出勤する。昼食は「鯨、ふきゴボウ」、夕食「鯨、豆腐、カズノコ、酒」である。賢召(マ)寺の使僧を、すまし汁、焼雑煮、組重で饗応している。

十一日 仕事始めなので、帳祝いとして、帳面の上書をする。蔵開きして、蔵や帳場に餅や酒を供えた。昼食は、ゴボウ・ふくたち・ハモを入れた焼雑煮とすまし汁であるが、猫足の御膳と、内側を朱色に塗った椀を用いて祝っている。

十五日 左義長（トンド）が焼かれる。近世には、十三日から十四日にかけて行われていたが、鞆の浦では祇園社神事のためか近年は十五日に行っていた。十日頃から子ども達が各戸の注連縄・門松を集め、十一日と十二日で竹を四角錐型に組んだ山をつくり、上部に御幣、吉書、神棚などを付けたものを十三日・十四日と町内をかつぎ廻り、十四日夕刻に鞆の浦では焚場、福山城下は本庄村前地に集合して、書き初め他のものも加えて火を付けて焼き、十五日に竹の焼け残りを持ち帰って灸箸とした行事である。鞆の浦では六本、城下では三十本のトンドが作られたとされる。これは町だけに限った行事ではなく、

安芸・備後全体に広くみられる。この日の朝食は、酢和えの小豆御飯と餅、昼食は鯨・ゴボウ・ふくたちの小皿に酒をつけているが、夕食は左義長に出かけたものか記載がない。

二十日 夷講の日で、ブリあらをかす汁にしている。夷講は、一月・五月・九月・十二月の二十日に胡社の前で神楽を行い、当番の家で酒宴をしていた。

二月

一日 ひてい（一日のことを放言で「ひてい」という）正月といい、元旦のように神仏に供物をした。中村家では、保命酒の原料であるもち米をついたときに出る小米を餅にして、雑煮に使った。新参の奉公人が来る日である。

十日ごろ 彼岸がある。供物は、小豆団子で、この日の中村家の食材等は、小豆一升二合、もち米三升、米三升、盛物一升であった。

十五日 中村家の『趣法録』には「勇鷹神様御祭礼」とあり、昼食を小豆飯とするが、勇鷹神社は福山城の隣りに建てられた阿部神社（今は護国神社の境内社）のことなので、富裕層は鞆の浦でも藩主の祭礼に合わせていたことが分かる。

二十七日 このころから三月六日ころまでに宗門改めに奥判を置く。

三月

三日 ひな節句で、内裏・紙雛・武者人形などを飾った。中村家では、「御雛はかりしたくし相調候」とあり、「小米餅」といって上述の保命酒用のもち米からできる小米で、ひし餅を三個ずつ作っている。昼食は、祝いの小豆御飯で、酒となます大根を付けた。町の風習として、男子は雛あらしといって家々に押し入り菓子酒などを食べ、上げた凧を切り放す習俗があった。

三月から四月にかけては、鞆の鯛網が行われていた。三月を盛りに鯛が集まり産卵するので、これを網で取るもので、一艘に5～6名が乗り、七～八艘で網を引く。城下や近隣の郡からも見物客が来た。

四月

一日 更衣の日。ただし鞆の遊女は五月五日から帷子を着るとみえる。

八日 仏生会。仏陀の誕生日を祝い、花で堂舎を飾り、甘茶を振る舞う風習が広く行われている。

初申日 松尾明神様の祭礼日。中村家のような酒屋にとっては重要な祭礼であるから、大型の鱈を二本用意し、鱈のあんかけ、鱈のさしみ等をつくって酒とともに夕食に出した。『備後国福山領風俗御問状答書』では二十六日としている。

十四日 弁天祭り（花火など）。

五月

五日 端午の節句。各戸の門内に端午のぼりを立てたが、天保14（1843）年には彩色や絵入りののぼりを立てることを禁じており、華美になりがちであったことが分かる。ちまきを作るが、男巻と女巻の二種類があった。中村家では、朝食にちまきを五本ずつ出し、昼食に竹の子・ふき・鱈・なますを盛った小皿と、豆腐・夏豆・ふき・干しニンジン・ワカメを入れた汁を出している。

六月

四日 鞆祇園社の、いわゆるお手火神事と言われる祭礼が十六日までの長きに渡って行われる。まず、この日に「神輿洗神事」つまりお手火神事が行われる。詳細は次項で述べるが、『備後国福山領風俗御

問状答書』によって近世後期の状態を記すと、四日の夜に当番町の氏子が手火と呼ばれる松明に浜で火を点し、これを祇園社の拝殿前に持ち込んで場を浄めた後、神輿を拝殿に持ちだし、翌七日から十四日まで町を巡幸して宮に還る。七日にはダンジリ（通り物）が一台出され、十四日にはお山（屋形）が三台出されていた。ダンジリ（通り物）は、享和3（1803）年から囃子方20名を乗せる飾船一艘を年々順番に作るようになり、子どもが引くようになったと中村家日記にみえる。山にも数10人が乗って町中をまわったが、明治十三年頃に廃止された。なお、この日に洪柿屋が供物を供え栗飯を奉るのは、須佐之男命に宿を貸したのが洪柿屋の先祖であるとの口伝があるからとされていた。

この日のために中村家では、三日から四日にかけて人を雇って「店洗い」を行っている。なお、その前段に「あけふね江舞日」として酒肴を出したことが記されているが、この時期はちょうど日本酒の完成時期なので、祭を前にして使い終えた酒造用具の収納が行われ、その際に杜氏等にふるまわれたものかもしれない。

神輿渡御の七日は、昼食がうりと鰹のなますで、夕食はうりもみと魚の酢の物に酒と甘酒を出しているが、現在でもお手火神事には鮎と胡瓜の酢の物を食べる。また、この日は手代に二匁、小男・下女には一匁のこづかい銭を出している。

神輿還御の十四日は、精進とし、昼食にナスと油揚げの小皿とナスの汁、なますを食べ、午後に粉米ともち米でつくったまんじゅう二個と新香、香の物を「二人前に差出す」とあるのは祭の役に差したものであろうか。夕食は酒とハモ汁を出している。

十八日 神能祭で、祇園社に伝わる中世の翁面を使って舞われる能を、町人が観劇した。水野氏が伏見城の能舞台（国指定重要文化財）を拝領して祇園社に寄贈するまでは、町中を引きまわす車楽の中で舞っていたと言われる。中村家でも、この日は長い観能に備えて、手提げできるお重に弁当を詰めて昼食を取り、夜も詰め直した大重箱に茶弁当、緋毛せんや敷き皮などの座具に提灯を持参したとあり、弁当の中味は、切飯・新香・組肴（海老・ひじき・湯葉・ゆべしほか）・煮しめ（ゴボウ・椎茸・コンニャクほか）で、保命酒と日本酒を付けており、家族で楽しんだ様子がうかがえる。また、これとは別に焼きめしと煮しめ（御能のものと同じ）の芝居弁当を作成しており「家内芝居行」とみえるので、奥方は芝居見物に行ったものと思われる。

以上の祇園祭りの期間、門前町には多くの屋台が立ち並び、芝居小屋も興行され、近郷の人々が集って大いに賑わい、これがため近世後期には祇園社門前のかや町一帯が発展したことは『稲垣研報告書』（1985）にも指摘されている。

晦日 神社の鳥居に左右二本の笹を立てた約四尺の茅輪をつけており、参詣者がこれをくぐった（茅の輪神事）。

七月

七日 七夕。三日、四日より五色の短冊に詩歌・願い事を記して笹につるしたと『備後国福山鎮風俗問状答書』にみえ、井戸さらえをして水神に神酒を供えて祀ったともみえる。中村家の昼食は、昆布・肴・ナス汁・なます・酒であるから、祝い膳であったと思われる。

十二日 掛け取りといって、六月まで半年分の掛け買いの金を受け取りに来るので、中村家では酒とハモ汁を用意して掛け取りを接待している。

十三日 同じく掛け取りがあるが、汁は油揚げと茄子に変わる。この日から盆行事が始まり、掛け取りと墓参とで町中は混雑したといわれる。一般の家では門口を掃除して簾をかけ、門口や庭に精霊棚をつくって供物をし、燈籠などをもって墓所へ行き迎え火を焚いた。中村家では夕食に、あらめと油揚げの煮物をつくっているが、これは現在も同じである。

また、十三日夜から十六日までか、十六日から十八日まで、盆踊りが行われたが、前日に宿老より伺書を出して町中に触れられた。音頭取りを中心に仮装して輪になって踊るが、鞆の浦では四斗入りの空樽をたたくのに合わせて浄瑠璃の乗地を早口に語り、これに合わせて踊る風習があった。

十四日 中村家では、ひいな和え物とナスの汁をつくっているが、現在もひいなとナスを豆腐と白みそで和えたものを食べる。

十五日 盂蘭盆会。中村家の朝食は、蒟とゴボウを豆腐とすり胡麻で和えたもの、瓜と干ハモのなます、茄子の汁であるが、昼食は「素麺振舞」代として十五匁を支出し「酒五升、鰯二本」も用意しているので、金額の多さからみて客人や使用人にも振る舞ったと考えられる。この日に素麺を食べる風習は今日も継承されている。

十六日 中村家では、昼食に白豆腐と葛かけの小皿、ナスの汁を出している。

八月

一日 八朔の日である。女子のある家には紙雛、田面人形（粉餅の人形）を飾り、神酒・燈明・菓子類を供え、男子のある家では、犬と同じ大きさの白馬を木で作って門へ出し、台車に乗せて子供も同乗させて町中を引き歩いた。これが「八朔の馬出し」で、次項でみるように近年復活している。この日、宿老は八朔祝儀を献上した。『備後国福山領風俗御問状答書』には「団子にても作候」とあるが、米やもち米の粉を材料にこしあん入りの団子をつくり、赤・黄・青に色付けした米粒を数粒ずつ三方に置いて蒸して花餅と呼ばれる団子をつくる風習がある。中村家でも「花もち米」を用意している。呉市では餅という。食事は、なすのねぶかと魚の小皿、なます、冬瓜汁で、酒もつけた。

十三日 渡守大明神の祭礼、いわゆるチョウサイ祭りの日である。中村家でも「渡守大明神様へ御膳上」とみえ、夕食は里芋ねぶかと魚の小皿、なます、ナス汁に酒をつけている。

チョウサイについては次項に詳しいが、祭りの時に引き廻す山車の名前であり、「長歳」とも書く。山車に布団を重ねて、その下の太鼓台に太鼓を置くので、布団太鼓とも言われる。こうした太鼓を乗せた山車を、瀬戸内海沿岸ではチョウサイとかチョウサ、太鼓台と呼び、山口から北九州一帯などにも分布している。渡守大明神は、近世初期に祇園社境内に遷座するまでは江之浦町に祀られていたので、漁労民が集住する江之浦町に瀬戸内海で広く行われていたチョウサイ祭りが行われるようになったと考えられるが、鞆の浦の場合は、家や店前に人物・舟・鳥獣・花木などの造り物を飾る点に特色がある。こうした造り物は、昔は「風流造物」と呼ばれ、平安京に起源をもち、中世には広く行われていた。その遺風を残す所は少ないので、非常に貴重な風習である。

十四日 中村家では「八幡宮様へ御膳上」とあり、八幡宮の祭礼があった。

十五日 「勇鷹神様へ御膳上、彼岸春と同前」とみえるので、二月十五日と同様に藩主関連の阿部神社の祭礼があり、中村家でも膳を供えたことが分かる。

九月

九日 重陽の節句で、更衣の日である。『備後国福山領風俗御問状答書』には白餅、栗飯、赤飯などを作って祝うとあるが、中村家も昼食に栗おこわ、水菜と魚の小皿、なます、青み汁をつくっている。

十月

初亥子 十月初めの亥子の日には、子供が亥の子石に紐をつけたものをつきながら各戸を回り、各戸では餅や団子などを子供に与えた。町ごとに当番の家を定め、その家は門前に注連飾りを付けた竹を鳥居型に組んで立て、亥の子石を置き、お神酒、燈明などを供えた。子供は何日も前から当番の家が集まっ

て遊び、準備をし、前日は当番の家で泊まり、翌朝から町中を亥の子石について歩く風習で、瀬戸内地域では広くみられる³。

十日 鞆の金比羅社の祭礼。

十一月

八日 小烏神社で鍛冶・石工・鋳掛け師の祭礼である鞆（ふいご）祭りが行われた。鍛冶師等は、神棚に供物をし、昼に蜜柑をなげて子供に捨わせることも行われた。なお前日には、前夜祭がある。

二十二日 報恩講。二十八日まで寺で法談が行われ、二十八日に通夜をして二十九日にまな板直しとって精進を止める。

十二月

一日 年越しに備えて膝ぬりという餅団子を供える。中村家でも元旦と同じ雑煮を食べている。

八日 八日待。こと納め、誓文払いとも言い、本年中の虚言などを謝罪するもので、庚申の絵像を掛けるなど庚申待と同様である。中村家では、小豆飯として、酒、豆腐、コンニャクを多量に用意している。大勢で行ったものと思われる。

酒造仕舞日 酒二升と肴二匁を用意している。

二十五日 餅つき。小さい方の鏡もちをつくる。昼食は小豆飯で、夕食は桶洗いの雑炊とした。

二十六日 餅つき。大きい方の鏡もちをつくり、大小一重を諸方に配る。ただし家によって日は異なり、およそ二十三日から二十八日までに搗く。

二十八日 歳暮祝儀を献上する。

二十九日 掛け取りの日で、中村家では、酒とふくたち・鯨を用意して接待している。

三十日 掛け取りの日で、中村家では酒と湯豆腐を用意して接待している。

大晦日 晩に神を祭り、供物や燈明をあげ、氏神に歳暮参りをする。田楽・年取り蕎麦・酒などを食べて越年する。中村家では正月用のお重として、家内用と店飾用の二組を用意している。

以上、主要な年中行事を列挙した。祇園社以外の神社や寺院の例祭や行事は省略しているが、およその習俗は以上のものであった。つぎに、最も主要な祭礼について詳しくみる。

2-2 主たる祭礼行事

鞆の浦の主要な祭礼として、祇園社の主神である須佐之男命と大綿津見命の祭礼と八朔の行事について詳しく述べる。

(1) 祇園祭り（お手火神事）

沼名前神社のうち、鞆祇園社の祭神である須佐之男命の神輿渡御が、旧暦六月七日に行われる。それに先だって、旧暦六月四日にお手火神事がある。現在は、旧暦六月四日に近い土曜日とされており、2011（平成23）年は七月九日の土曜日であったので、それを調査した。

祇園社は、近世史料では天長年間（824-834）に関町から現在地に移転したとも、保元年間（1156-1158）に勧請されたとも伝えられるが、明確でない。「沼名前神社明細帳」によれば「祇園社神輿」の棟札は、嘉元4（1306）年、応永31（1424）年、嘉吉2（1442）年、永正14（1517）年のものが現存するとされているので、鎌倉末期から神輿はあったものと思われ、上記の社伝もあながち故なしとはいえない。

祭礼には、三台の神輿が使用されるが、神輿は旧七町によって以下のような輪番制で担当される。

第一体 江之浦町

第二体 西町→関町→道越町

第三体 石井町→鍛冶町→原町

ここに明らかな江之浦町（元町含む）の優位性がみとめられ、江之浦町と祇園社に特別な繋がりがあったことがうかがえる。また、第二体は市街地の南半の各町が担当し、第三体は北半の各町が担当することになっているが、このようになったのは何時のことか不明である。

神輿の巡業ルートは、近世から近代にかけて改変を受けていると考えられるが、現在は図1のようであり、各町の中心になる通りを巡るが、関町だけは祇園社の故地とされ、現在も小祠が残る魚之棚筋（大関。図4-1の4）を通っている。この付近は、都市史調査で明らかになったように鎌倉時代にさかのぼる地割りをもつことから、このルートも中世にさかのぼる意味があると考えられ、祇園社がもともとあった場所を通らなければならないことを意味するのかもしれない。

その年の担当町の神輿は、巡業ルートから離れて、各町へ持ち込まれ（図4-1の実線1～6）、大可島に少なくとも元禄時代からある御旅所へも必ず寄る（図4-1の7）。

なお現在は、神輿渡御に先だって行われるお祓いの神事である「お手火（おてび）神事」が、「那智の火祭り」（和歌山・熊野那智大社）、「鞍馬の火祭り」（京都・由岐神社）、と並ぶ日本三大火祭りともいわれて有名であるが、この神事の起源は不詳であり、文献上で確認されるのは14世紀半ばとされるので、室町初期にはすでに行われていたらしい。先の神輿の棟札もあわせて考えると、祇園社の祭礼が現在のかたちを整えたのは、鞆の浦が中世都市へと成長した鎌倉時代ではないかと考えられる。その後、天正年間（1573～1592）までは行われていたが、江戸時代に中断され、1917（大正6）年に再興され、1973（昭和48）年に福山市の無形民俗文化財に指定されている。

お手火とは、松明の火によって神輿が行く場所を浄める行為であり、次頁の写真のように三台の神輿に対応して三本のお手火（大手火）が用意され、向かって右から一番手火、二番手火、三番手火と呼ばれて、神輿と同様に鞆の浦の旧鞆町を構成する七町が輪番で当番を務める。その順番は、

第一年目…江之浦町&元町（一番手火）、西町（二番手火）、石井町（三番手火）

第二年目…江之浦町&元町（一番手火）、道越町（二番手火）、鍛冶町&祇園町（三番手火）

第三年目…江之浦町&元町（一番手火）、関町（二番手火）、原町（三番手火）。

であり、神輿の当番に合わせてある。2011（平成23）年の当番町は、江之浦町と道越町、鍛冶町であった。

実際の神事の様子を、以下に記す。



図4-1 お手火祭りの神輿
（『稲垣研報告書』
27頁より転載）

午後六時、一番太鼓が拝殿内で30分程度打ち鳴らされ、午後七時に二番太鼓が鳴らされ、午後八時の三番太鼓で、宮司以下が神前に参進して神饌を献じ、本殿前で祝詞を奏上した後、宮司が殿内にて火をかがり、そうして作った神火を神前手火に移す。2011（平成23）年は、弊殿外で火をおこし大手火に灯した。火の起こし方は、火打ち石か錘もみで気候によって宮司が選択する。つぎに、神前手火を受けて白装束の祭事運営委員7名と警護計14名が大石段を駆け下り、随神門の外の南側に設けられた大手火を安置するための浄められた区域に行き、神前手火を大手火に移す。ただし近世には、浜で大手火に灯されていた。

神官等は、ただちに引き返して神輿庫を祓い、神前へと帰る。大手火は、それぞれ当番町の氏子の青年達（総勢百名ほど）にかつがれて、定められた上述の順番で45段の大石段を一進一退しつつ拝殿前の装置場まで担ぎ上げられる。当番の氏子は事前に海に入って身を清めておくが、大手火は油がまわった松明なので火勢を強めて燃え上がるため、氏子達は水でぬらした法被を頭にかぶり、交代しながら又バケツで水をかけてもらいながら、随神門から大石段そして拝殿前の装置場までを練り歩くのである。

拝殿前に一番手火が設置されると、当番町の神輿が神輿庫から出されて拝殿に納められる。それを順に練り替えて神輿が三体揃えば、お手火を再度かついで境内をまわりながら祓って歩き、その後はそれぞれの当番町へ帰って町内を祓い清めて神事を終了する。終了は深夜になる。

参拝者は、かつぎ上げられたお手火から小手火に神火を移して各家に持ち帰り、玄関の土間に火を入れて浄め、厄よけや家内安全を祈り、その後は家の前で消火する。畑の害虫を送り豊作を祈ったり、海上安全を祈願したり、無病息災を祈ったりにも使われる。大手火の燃え落ちた黒こげの木片を持ち帰り、家の表口に釘で打ちつけて厄払いの護符とする習慣もある。

軻の祇園神社は、京都の祇園神社（今の「八坂神社」）の元社にあたるといわれており、京都の「鞍馬の火祭り」と軻の浦の「お手火祭り」がよく似ているのもゆえなしとしない古い儀式である。



お手火神事(松明)



お手火神事

（2） 八朔の馬出し（はっさくのうまだし）

八朔（はっさく）とは、八月朔日の略で、旧暦の八月一日のことである。この頃に早稲の穂が実るので、農民の間では初穂を恩人などに贈る風習が古くからあった。このことから田の実の節句ともいう。この「たのみ」を「頼み」にかけて、公家や武家の間で日頃お世話になっている（頼み合っている）人に、その恩を感謝する意味で贈り物をするようになり、八朔の行事として定着した。また、豊作を祝う行事であることから、子どもの成長を祝う行事になるなど、地域によって様々な変化ものがある。

軻の浦では、旧暦の八月朔日に子どもの誕生と成長を祝う行事として、「八朔の馬出し」という全国でも珍しい行事が行われている。白い木製の馬をつくり、これを台車にのせて町内を引きまわし、太鼓の音が鳴り響く。江戸時代から昭和10年代まで継続して行われていたが、その後は中断していたものを、

2002（平成14）年より復活している。現在は、八月下旬～九月上旬の日曜日に開催している。

2010（平成22）年度は、九月十二日（日）の午前中に行われ、巡行コースは、沼名前神社～祇園町～原町～鍛冶町～石井町～関町～沼名前神社であった。



八朔の馬出し(商家からの馬出しの再現)



八朔の馬出し

（3） 秋祭り(チョウサイ)

沼名前神社のうちの渡守(わたす)神社の秋の例祭は、“チョウサイ”と呼ばれ、旧暦八月十一日～十三日に行われる。

渡守神社は、1876（明治9）年に祇園社の境内にあった渡守神社の祭神・大綿津見命が本殿に遷座され、それまで祇園社の祭神であった須佐之男命は相殿に斎したことにより、沼名前神社の主神となった。渡守神社の祭神は、渡守大明神ともいう大綿津見命であり、この神名は万葉集によると海や海神を意味する枕詞であり、「海路平安」を祈願する海神として、古より船人の信仰を集めていたので、チョウサイは基本的には船人や漁民の祭礼である。

大綿津見命は、もとは江之浦に上陸したとされており、江之浦町に故地があるが、現在地に移る以前は西町の東端の関町との境界になる鞍部に遷座していた。それを福島正則の代の慶長年間（1596～1614）に軈祇園社の境内に遷したと伝えられる。つまり、この神は江之浦町から西町へ中世に遷座したと考えられ、近世初頭に祇園社境内に再遷座したことになる。

「チョウサイ」とは、祭りの時に引き廻される山車の名前であり、「長歳」とも書かれる。山車に装飾布団を三枚を重ねて、その台上に太鼓を置くので、布団太鼓とも言われ、あるいは神輿に似ていることから神輿太鼓とも呼ばれている。瀬戸内海沿岸では、こうした太鼓を乗せた山車をチョウサイとか、チョウサ、太鼓台と呼び、山口から北九州一帯や大阪などにも分布している。

祭りの次第は、一日目に渡守神社から当番町へ神輿の渡御があり、二日目には当番町で御旅所祭が行われ、最後の三日目に当番町から神社へ還御祭が行われる。

当番町は、旧軈七町が輪番で務めるが、順番は、江之浦町&元町→西町→道越町→関町→石井町→鍛冶町&祇園町→原町であり、南から北への順番になっているが、それがいつのころからかは不明である。

祭礼の細部を見ると、一日目の夜に“明かし物”といって大書した行灯や絵を描いた大行灯を、“馬の台”（台車）に乗せて、太鼓や鉦のリズムで神輿渡御を先導する。

二日目は当番町で行われる御旅所祭で、各家で屏風などを飾り、“造り物”といって“明かし物”の行灯に描いていた人物や動物を、実物大の人形として造り町筋に飾る。また、趣味の会などは生花や工芸品を展示して、夜更けまで賑わう。

三日目の還御祭では、“造り物”を馬の台に乗せて引き、還御を見送る。還御祭が終ると、いよいよチョ

ウサイ（山車）が出てきて、祭りは最高潮に達する。山車の上で太鼓をたたく子どもは、錦紗の着物に烏帽子をかぶり、縮緬の赤・青・黄の三色のたすきを背に化粧していたとされる。

当番町の各家は、祭りの間、家屋の前に提灯杭を立てて提灯に番傘を付ける。また、家には幔幕を張り、軒先に松飾りを施して、絵行灯（あんどん）で飾り付けをして祭りを迎える。

以上、家内に屏風等を飾ることや、幔幕を張ること等が、町家の形態に関係すると考えられる。また、造り物は中世に盛んであった風流造物の名残りであり、貴重な習俗である。

2010（平成22）年は、この祭礼が九月十九日から行われたので、それを調査した。当番町は石井町であった。石井町は、チョウサイが、町と濱の二基ある。これは、町の成り立ちと関係があり、「町」分が中近世に成立した町ので、「濱」分は近代以降に海岸を埋め立ててできた新興市街地の住民が用意したものと考えられる。

軈の浦の旧七町のうち、本祭礼時に飾り等を設置するのは、当番町（今回は石井町）のみである。他の町は、町会所で当番がチョウサイの巡行を待っているぐらいで動きは全くなかった。

この祭では、当番町の境界に「御神燈」と書かれた行燈のようなものを設置している。町内の通りと町家には、幔幕と花などの飾りが施され、町内の町家のオモテ（道路上）や空き地には「造り物」と呼ばれる見せ物が展示されていた。これらは、位置を確定し、写真撮影を行った。図2に示した行灯とつくり物の位置は、このときのものである。



チョウサイ(山車)



チョウサイ蔵

2-3 チョウサイ蔵と町内会館の位置について

チョウサイと呼ばれる山車は、普段は町毎に設置されたチョウサイ蔵に保存されている。その位置や規模は、町並みの復原や都市史の解明上で重要であることから、今回、その位置を調査した。また、近世には会所、町会所などと呼ばれた公共施設の位置や規模も重要であり、現在は町内会館と呼ばれているが、その位置も調査して、両者を図2に示した。

旧七町のチョウサイ蔵は、町内会館と近接している。また、その周辺には胡社もしくは稲荷社が必ずある。たまたま役員の方がおられた町内会館では聞き取りなども行い、年代判定や旧蔵の位置の聞き取りも行った。ただし西町は、チョウサイを資料館で保管している。

町内会館とチョウサイ蔵の関係については、現在は以下の4通りである。

①町内会館とチョウサイ蔵が同じ建物にある町

江之浦町、鍛冶町、道越町、石井町(町方)

②町内会館とチョウサイ蔵が別の建物となる町

西町(フリースペース白壁が町内会館の役目を果たしている(伝)。チョウサイは資料館にある。)、原町

③チョウサイ蔵のみの町

関町(町内会館は今はなく、チョウサイ蔵は元庄屋宅である(いずれも伝。))

次頁に、各町の町内会館とチョウサイ蔵の位置、および2010(平成22)年の当番町であった石井町の造り物の置かれていた位置と町内境界に吊されていた行灯の位置を地図に落として示す。

後注

- 1 ここでは、それを集約した『福山市史 近世編』918頁以下の記述を参考にする。
- 2 中村家文書番号4-15。青野春水監修・福山市鞆の浦歴史民俗資料館友の会編『鞆の津 中村家文書目録Ⅱ』福山市鞆の浦歴史民俗資料館、2007年、247頁以下参照。
- 3 たとえば、近くの今治市大三島町で採取された亥の子石を搗く際の歌をみると、高知のはりまや橋を歌う歌詞がみえ、廻船の活動範囲を示すように、この習俗は内海一般で共通要素を具えていたと思われる。

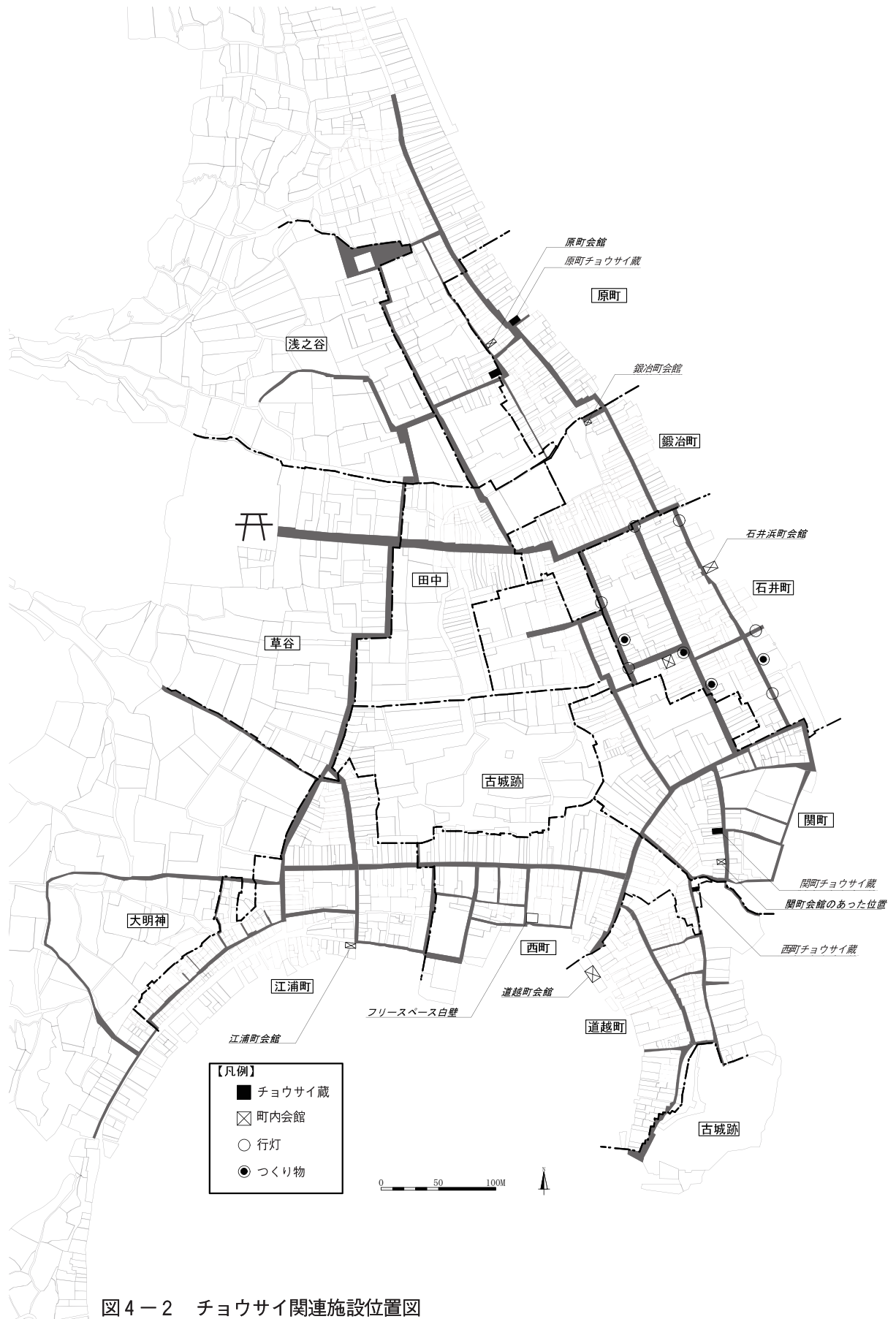


図4-2 チョウサイ関連施設位置図

3. 町並み保存に対する住民の意識調査

3-1 調査の目的

福山市鞆地区の町並み保存について、同地区の住民がどのような意識を持っているかを明らかにするために、町内会を単位とする住民を対象にアンケート調査を実施する。

3-2 アンケート調査

(1) 調査範囲

アンケート調査範囲は付図1に示す細赤線で囲まれた地区である。そのうち赤太線で囲まれた地域は福山市が2008(平成20)年に決定した「鞆町伝統的建造物群保存地区」である。この節では、本地区を「地域」あるいは「指定地域」と呼ぶものとする。調査地域内の町名および各町内ごとのアンケート調査票配布数は付表1に示すとおりであり、総計949である。指定地域内の配布数は239であって、配布総数の25%に相当する。

(2) 調査の内容

アンケート調査票は付録1に示すとおりであるが、調査の内容は、以下のように集約される。

- ① 性別、年齢層、職業などの回答者の属性
- ② 現在居住する住宅についての状況
- ③ 福山市が決定した「鞆町伝統的建造物群保存地区」についての認知度
- ④ 町並み保存に対する意識
- ⑤ 鞆地区の現状に対する意識

(3) 調査の方法

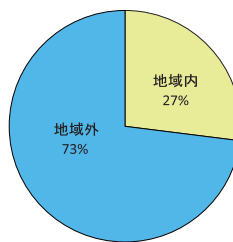
2010(平成22)年11月1日にアンケート調査票を各町内単位で配布し、郵送によって回収した。配布数949に対して469の回答が寄せられ、回収率は49.4%であり、調査対象者の半数から回答を得ることができた。

3-3 アンケート調査の結果

(1) 回答者の属性 (問1～問8)

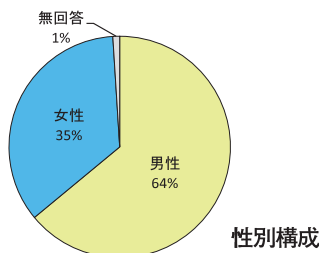
居住地域

回答者の居住する地区をみると、指定地域内と指定地域外の比率はほぼ1:3であるが、回収率で見ると指定地域内では53%、指定地域外では48%であり、何れの地域でもほ

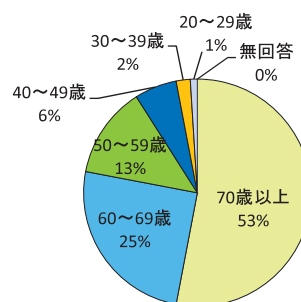


アンケート回収率

	回答数	比率
指定地域内	127	27%
指定地域外	342	73%



男性	300	64%
女性	166	35%
無回答	3	1%



年齢層構成

70歳以上	247	53%
60~69歳	116	25%
50~59歳	63	13%
40~49歳	26	6%
30~39歳	11	2%
20~29歳	4	1%
無回答	2	0%

ほぼ半数の回答を得ている。

性別

性別でみれば、男性64%、女性35%でありその比率は2：1となっている。

年齢構成

回答者の年齢構成は、70歳以上が53%、60歳台が25%であり、いわゆる高齢者が圧倒的に多い。

世帯構成

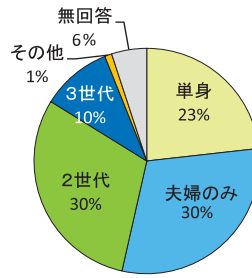
世帯の構成は、単身あるいは夫婦のみの場合が半数を超えるが、二世帯同居世帯が3割を占めている。また、同居する家族の人数は、2人以下が50%であり、次いで、3人または4人が15%前後となっている。

居住歴

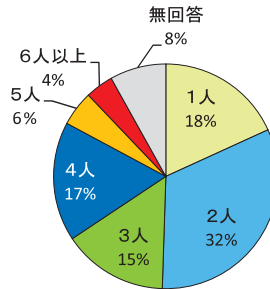
居住歴として、親または祖父母の代から現住居に居住している人が74%に対して、自分の代に引っ越してきた人は19%であり、ほとんどの人が代々現住居に住み続けていることが分かる。

職業

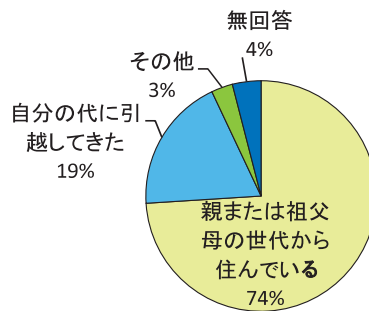
職業は、回答者の大半が高齢者であるため、無職の人が半数を占め、自営業22%、何らかの勤め先を持つ人が20%、農業あるいは漁業に従事する人が2%となっている。



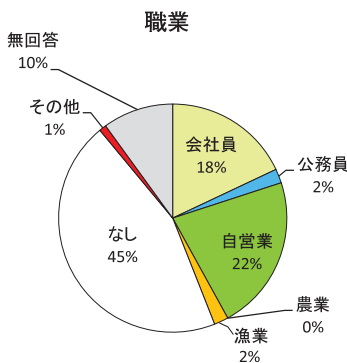
世帯構成	人数	割合
単身	108	23%
夫婦のみ	142	30%
2世代同居	142	30%
3世代同居	46	10%
その他	6	1%
無回答	25	6%



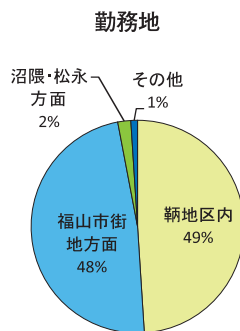
同居家族人数	人数	割合
1人	85	18%
2人	151	32%
3人	71	15%
4人	81	17%
5人	25	6%
6人以上	17	4%
無回答	39	8%



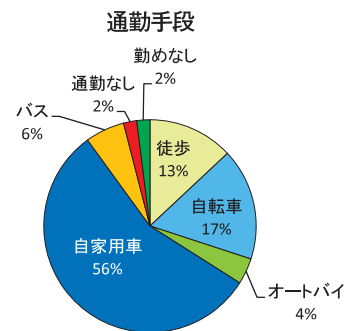
居住歴	人数	割合
親または祖父母の代から住んでいる	345	74%
自分の代に引っ越してきた	89	19%
その他	15	3%
無回答	20	4%



会社員	83	18%
公務員	10	2%
自営業	101	22%
農業	2	0%
漁業	9	2%
なし	212	45%
その他	5	1%
無回答	47	10%



鞆地区内	88	49%
福山市街地方面	87	48%
沼隈・松永方面	3	2%
その他	2	1%



徒歩	25	13%
自転車	32	17%
オートバイ	7	4%
自家用車	105	56%
バス	11	6%
通勤なし	3	2%
勤めなし	3	2%

勤務状況

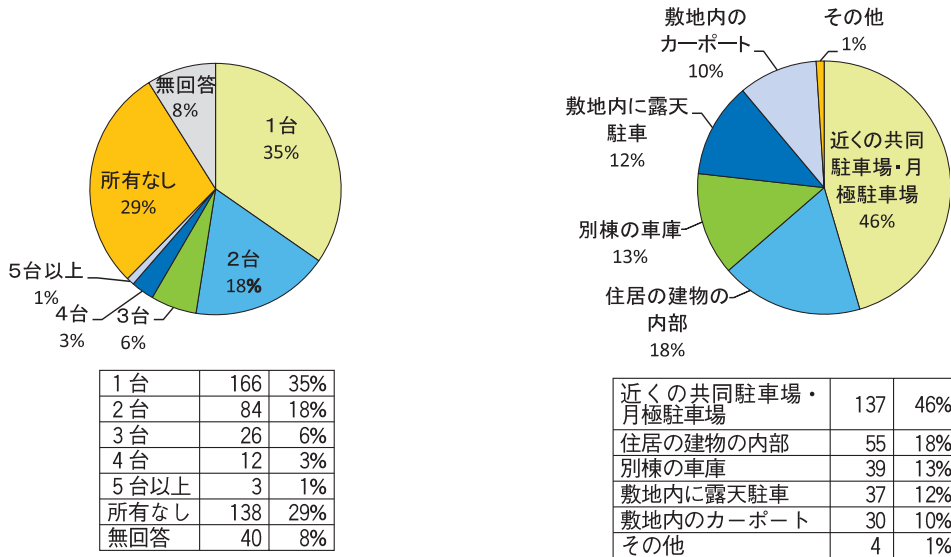
勤務している人の勤務地のほとんどは、轄区内および福山市街地方面であり、それぞれ半数を占め、沼隈・松永方面あるいはその他の地域に勤務する人は僅かである。

通勤手段としては、自家用車を使用する人が56%を占め、そのほとんどは福山市街地を勤務地としているが、バスなどの交通機関を利用する人は6%と少ない。オートバイ、自転車、徒歩を通勤手段とする人の勤務地のほとんどは轄区内であるが、福山市街地へ勤務する人も若干名いることが分かった。

自家用車の所有形態

自家用車を1台以上所有する人は291人（62%）であり、2台以上所有する人は125人（27%）であった。中には、5台以上の所有者が3人みられた。

自家用車の駐車場所として、ほぼ半数は近くの共同駐車場あるいは月極駐車場を利用しており、住居の内部を駐車場とするものが18%、自己の敷地内に別棟の車庫を設けるものが13%、敷地内にカーポートを設けるかあるいは露天で駐車するものが22%である。



(2) 居住する建物の形態 (問9～問15)

所有形態

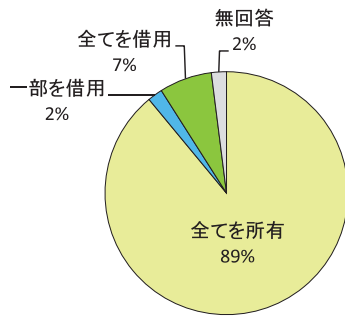
現住する住居の形態として、土地および建物の所有形態としては、何れも85%～90%が自己所有となっている。

建物の構造

住居の構造については無回答が176人（38%）と多いが、そのうち、階数に対する問では、平屋建て6、二階建て137、三階建て以上16、無回答6であり、このうちの平屋建ておよび二階建ても木造と推察されるので、木造住宅は全体の約85%を占めるものと思われる。

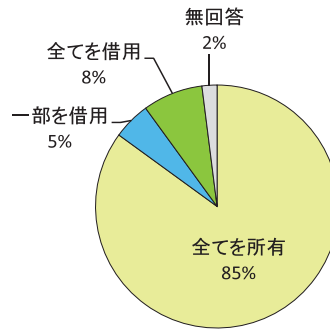
構造種別ごとにみた階数の分布を見ると、木造では236棟（92%）が二階建てであり、平屋建てでは8棟（3%）、三階建て以上は9棟（4%）が見られた。鉄筋コンクリート造は15棟と少ないが、二階建ておよび三階建てともに5棟であって、その割合は等しい。鉄骨造では、全数22棟のうち、三階建て以上が16棟（72%）で最も多かった。なお、木造で三階建て以上とするものが9棟みられた。

土地所有形態



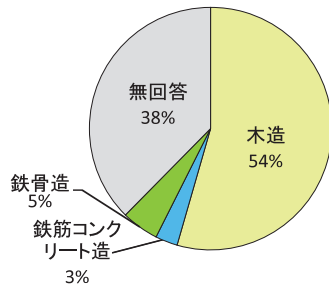
全てを所有	417	89%
一部を借用	10	2%
全てを借用	34	7%
無回答	8	2%

建物所有形態



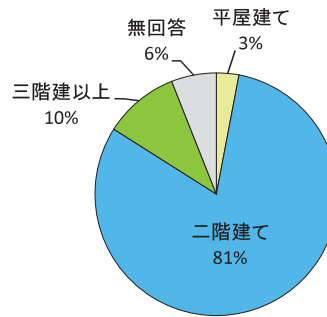
全てを所有	400	85%
一部を借用	22	5%
全てを借用	38	8%
無回答	9	2%

住居構造



木造	256	54%
鉄筋コンクリート造	15	3%
鉄骨造	22	5%
無回答	176	38%

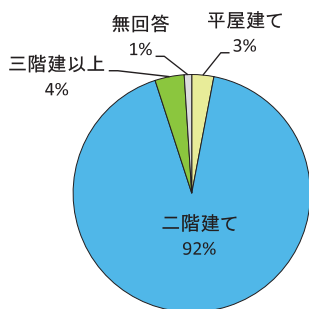
建物階数



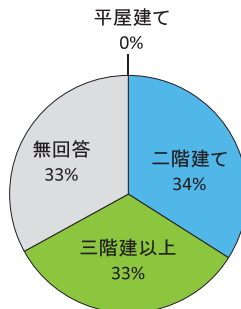
平屋建て	15	3%
二階建て	382	81%
三階建以上	46	10%
無回答	26	6%

構造別階数

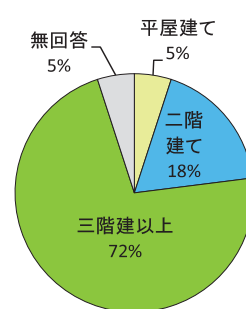
木造



鉄筋コンクリート造



鉄骨造

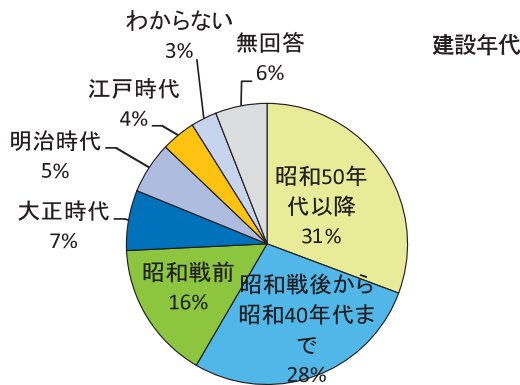


構造	階数				合計
	平屋建て	二階建て	三階建以上	無回答	
木造	8	236	9	3	256
鉄筋コンクリート造	0	5	5	5	15
鉄骨造	1	4	16	1	22
無回答	6	137	16	17	176
合計	15	382	46	26	469

住居の建設年代

住居の建設年代をみると、江戸時代20棟（4%）、明治時代26棟（5%）、大正時代33棟（7%）、昭和戦前75棟（16%）と約30%は建築後70年以上を経過していることが分かる。戦後では昭和40年代までが130棟（28%）、昭和50年代以降では145棟（31%）となっている。

なお、1981年（昭和56年）には建築基準法が改正され、木造住宅では壁量規定などの耐震基準が引き上げられている。



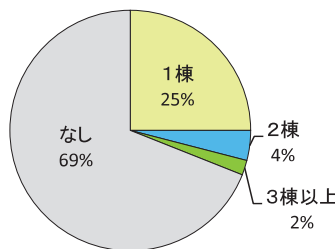
昭和50年代以降	145	31%
昭和戦後から昭和40年代まで	130	28%
昭和戦前	75	16%
大正時代	33	7%
明治時代	26	5%
江戸時代	20	4%
わからない	14	3%
無回答	26	6%

(3) 現住する住居以外の建物の所有および利用形態（問16～問18）

現住する住居以外に建物を所有する人は145人（31%）であり、なかでも3棟以上の建物を所有する人も9名みられた。これらの建物の利用形態として、他人に貸したり、物置・倉庫などとして59%が利用されているが、23%は空き家となっている。

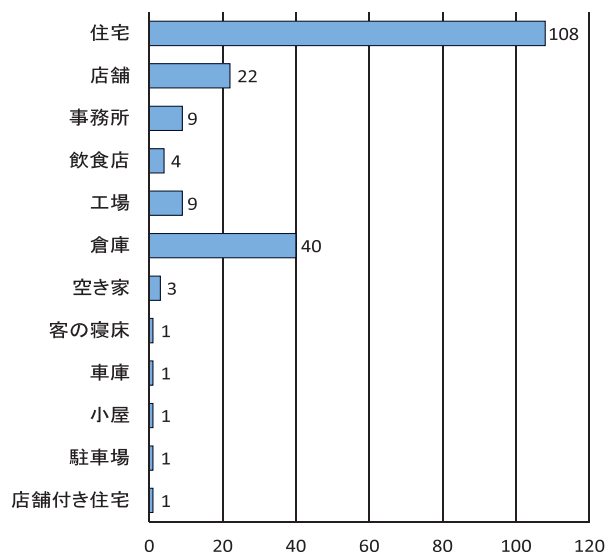
現住する住居以外の建物の利用としては、表に示されるように、住宅として利用されることが多く、次いで倉庫として使用されている。

現住する住居以外に所有する建物件数

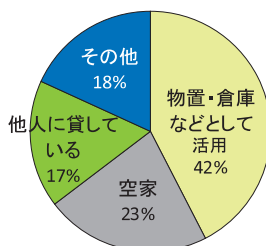


1棟	119	25%
2棟	17	4%
3棟以上	9	2%
なし	324	69%

現住する住居以外に所有する建物の活用方法



現住する住居以外に所有する建物の利用形態



物置・倉庫などとして活用	41	42%
空家	22	23%
他人に貸している	17	17%
その他	18	18%

(4) 市指定の「鞆町伝統的建造物群保存地区」について (問19～問22)

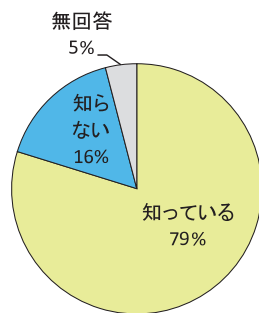
指定地域の認識

福山市は、鞆町西町を中心とする約8.6haの範囲を「鞆町伝統的建造物群保存地区」として、2008（平成20）年3月に指定しているが、それがどのように受け取られているかを調査した。

まず、この制度自体を知っているかどうかについては、79%の人はこの制度を知っており、16%の人が知らないと答えている。また、今住んでいる自分の住居がこの指定地域の内か外かを聞いたところ、指定地域内であるとするものが27%、指定地域外とするものが54%であったが、分からないものあるいは無回答のものが19%であった。

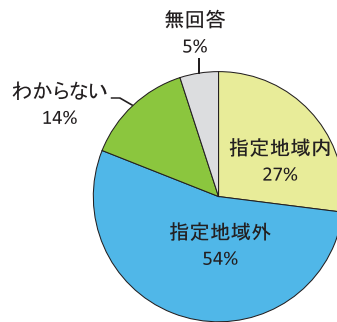
この制度を知っている人と、自分の住居が何れであるかを答えられた人はほぼ同数であり、この制度自体は十分認識されていると見ることができる。

「鞆町伝統的建造物群保存地区」
についての認知度



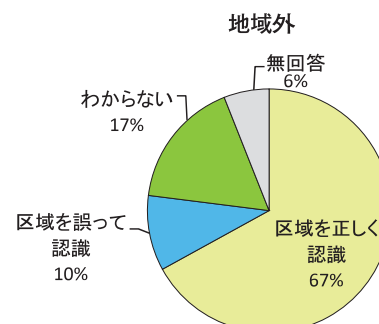
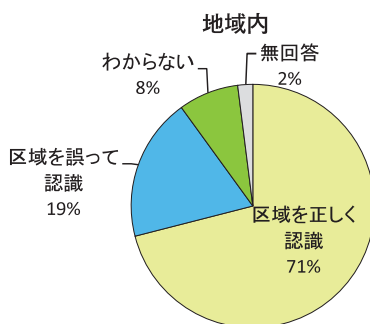
知っている	372	79%
知らない	76	16%
無回答	21	5%

自分の住居が「鞆町伝統的建造物群保存地区」の内か外についての認識



指定地域内	125	27%
指定地域外	254	54%
わからない	66	14%
無回答	24	5%

指定地域内の人が「自分の住居が指定地域の内にある」、あるいは、指定地域外の人が「自分の住居は指定地域外である」と正しく認識しているかどうかについて分析したところ、指定地域内では71%、指定地域外では67%の人が正しく認識していることが分かった。一方、誤った認識をしている人は、指定地域内では19%、指定地域外では10%あり、指定地域内の方が誤った認識をしている人の割合が若干多い。自分の住居が指定地域の内か外か分からない人、あるいは無回答の人は、指定地域内では10%、指定地域外では23%であり、指定地域外の方が自分の住居が指定地域であるかどうか分からない人の割合が多い。



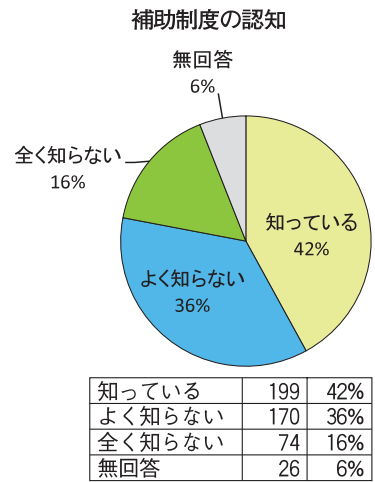
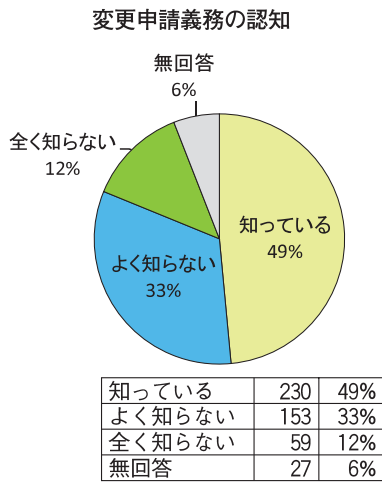
		指定地域内	指定地域外	合計
回答結果	指定地域内	90	35	125
	指定地域外	24	230	254
	わからない	10	56	66
	無回答	3	21	24
	合計	127	342	469

指定地域に対する規制と補助制度

「鞆町伝統的建造物群保存地区」に決定された地区内で建物の新築・増改築・外観の変更などをすると、市および教育委員会への申請が必要であるといった規制が課せられるが、一方で、指定地域内の建物には伝統的外観を維持するための修理や修景を行う場合に一定の補助制度が用意されている。

指定地域内の建物の変更の際に申請の義務が生じることを知っている人は49%、知っているが規制内容はよく知らない人が33%となっており、82%の人は、建物の変更の際に申請が必要であることを理解している。

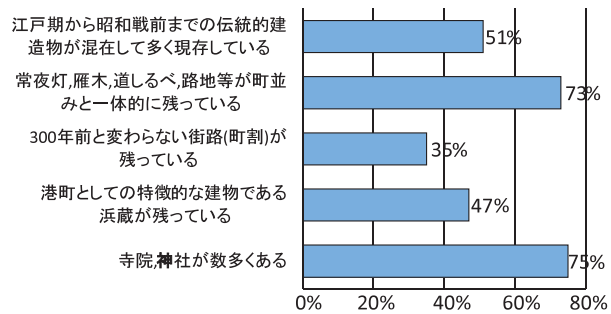
一方、補助制度について知っている人は42%、知ってはいるが補助制度の内容についてはよく知らない人が36%であり、78%の人は、建物の修理や修景を行う場合、一定の補助金を受けられることを承知している。



(5) 町並み保存について (問23~問27)

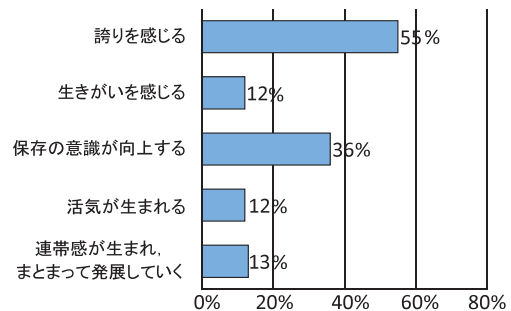
建物や町並みで軋らしさを感じるころ

建物や町並みで軋らしさを感じるころは、「寺院・神社が数多くある」ことを挙げる人が75%で最も多く、次いで「常夜灯・雁木・道しるべ・路地などが町並みと一体的に残っている」が73%である。その他に軋らしさを感じる点として、仙酔島・弁天島・砂浜などを含む海の見える風景が挙げられている。一方で「人口の減少、過疎化が進んでいて軋らしさも消えている」、「今の軋は軋を感じさせない」という否定的意見もみられた。



町並みについてどう思うか

伝統的建造物が多く残る町並みについてどう思うかという問に対して、半数以上が「誇りを感じる」としている。「その他」の記入欄には46件の記入がみられたが「活気が薄れる」、「保存は良いが、道路が狭い」、「古いものと新しものの調和がとれず活力が生まれにくい」、「観光客が多くマナーが悪い」、「若い人が住まない町に活気など

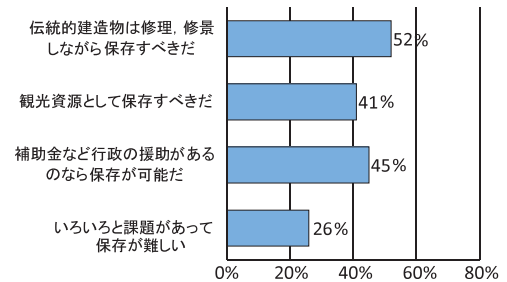


無い」、「町並みが変わらなくて飽きる」といった、やや否定的な意見があった。

伝統的建造物を保存していくことをどう思うか

伝統的建造物を保存していくことに対して「修理・修景しながら保存すべきだ」が52%、「観光資源として保存すべきだ」が41%と、半数は保存すべきと考えている。また、45%は「行政の援助があれば保存が可能と考えている」が、26%は「いろいろと課題があって保存は難しい」と考えている。

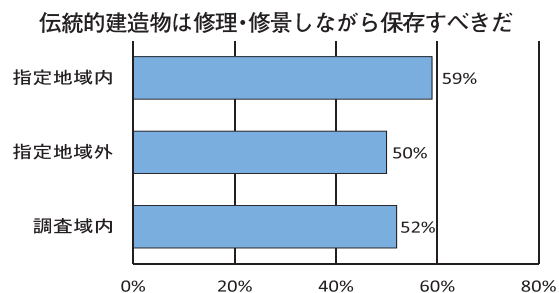
その他の欄には20件の記入があり、「住民が住めなくなっても保存すべきとは思わない」、「過疎化が進み若年層が残らなくなる」、「住民の生活圏が守られなければ必要ない」、「観光資源とするのならもう少し手を加える」、「保存せず、新しくすればよい」という意見があった。



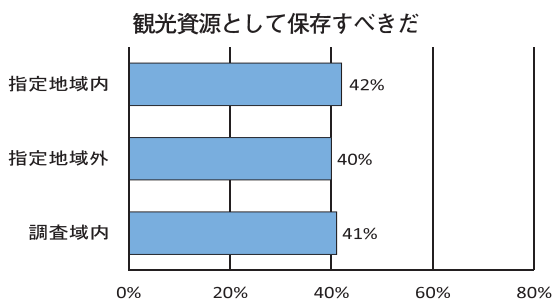
回答者が「鞆町伝統的建造物群保存地区」内に居住するかどうかによって、町並み保存に関する意識に差がみられるかどうかを検証するために、回答者の居住する地域別にみると、「伝統建造物は修理・修景しながら保存すべきだ」と考える人は、指定地域内では59%、指定地域外では50%とやや指定地域内の方が保存すべきと考える人の割合が高い。しかしながら、「観光資源として保存すべきだ」、「補助金などの行政の援助があるならば保存可能だ」、「いろいろと課題があって保存が難しい」と考える人の割合は、指定地域内外を問わず、ほぼ同じ割合である。

伝統建造物の保存に関して、半数の住民は修理・修景しながら保存すべきであって、また、観光資源として保存すべきであると考えているが、そのためには補助金などの行政的援助が必要であると考えている。一方、回答者の1/4は、いろいろと課題があって、伝統建造物の保存は難しいと考えている。

	伝統的建造物は修理・修景しながら保存すべきだ
指定地域内	75
指定地域外	170
調査域内	245

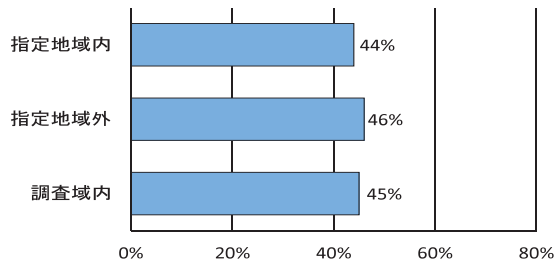


	観光資源として保存すべきだ
指定地域内	53
指定地域外	138
調査域内	191



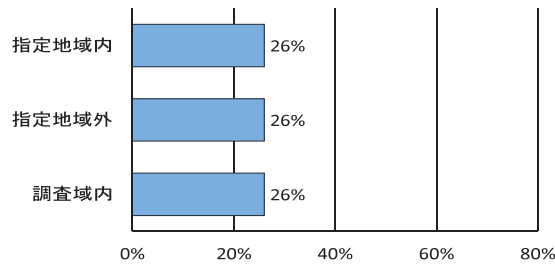
	補助金など行政の援助があるのなら保存が可能だ
指定地域内	56
指定地域外	156
調査域内	212

補助金など行政の援助があるのなら保存が可能だ



	いろいろと課題があって保存が難しい
指定地域内	33
指定地域外	89
調査域内	122

いろいろと課題があって保存が難しい

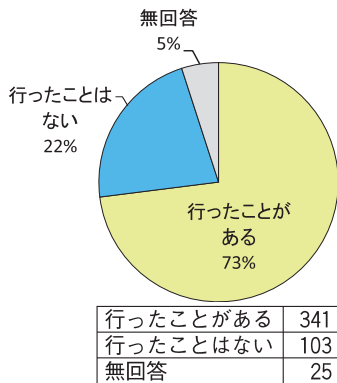


国の重要伝統的建造物群保存地区について

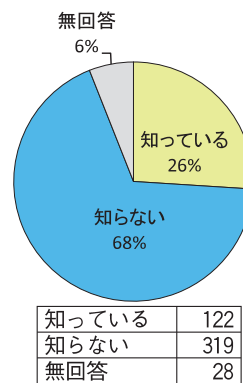
鞆地区の近辺には、倉敷市、竹原市、呉市などに、国の重要伝統的建造物群保存地区があるが、こういった地区に観光などに行ったことがあるかどうかという問に対して、ほぼ3/4の回答者は行ったことがあると回答しており、重要伝統的建造物群保存地区に対する関心あるいは理解が得られているものと考えられる。

一方で、重要伝統的建造物群保存地区に選定されることによって、固定資産税などの優遇措置があることを知っているかどうかの問に対して、「知っている」と回答した人は26%であり、68%は「知らない」としている。

竹原市、呉市などの国が指定する重要伝統的建造物群保存地区へ行ったことがあるか



国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されることによって優遇措置があることを知っているか

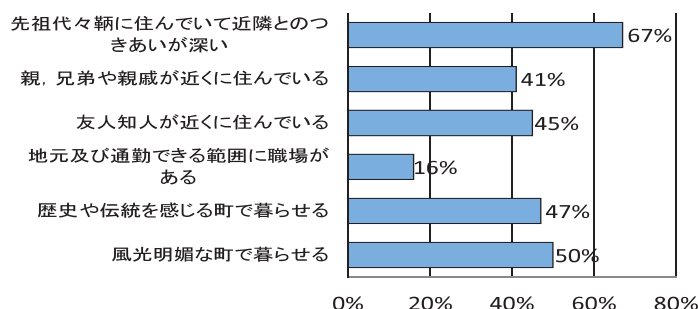


(6) 鞆地区に住むことについての認識 (問28~問29)

鞆地区に住んでよかったと思われる点

鞆地区に住んでよかったと思われる点について調査すると、「先祖代々鞆に住んでいて近隣とのつきあいが深い」ことを挙げる人が67%で最も多く、また、親、兄弟、親戚、友人が近くに住んでいることを挙げており、人間関係の深さが大きな要因となっている。また、歴史や伝統を感じる町であり、風光明媚な町であるといった町並みや景観に対して高い評価を与えている。相対的に、地元や通勤できる範囲に職場があるというように勤務地の状況を挙げる人は少ない。

その他の意見として30件の記入があったが、「海や山の自然が素晴らしいから」、「子育てに適応した落ち着いた環境であるから」、「病院やスーパーなどが近くにある」、「魚が美味しい」、「必要な公的機関、金融機関がすべてある」、「天災がない」という点が挙げられていた。

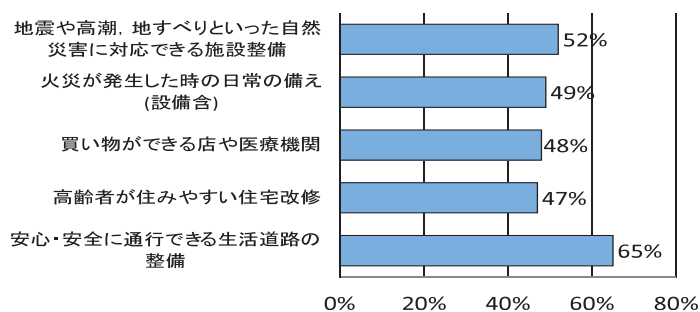


先祖代々頼りに住んでいて近隣とのつきあいが深い	314
親、兄弟や親戚が近くに住んでいる	194
友人知人が近くに住んでいる	213
地元及び通勤できる範囲に職場がある	75
歴史や伝統を感じる町で暮らせる	221
風光明媚な町で暮らせる	236

住み続けるにあたって必要と思われる点

現在住んでいる住居に将来も住み続けるために何を必要と考えるかという問に対して、「安心・安全に通行できる生活道路の整備」を挙げる人が65%で最も多く、「自然災害に対応できる施設の整備」、「火災に対する整備」、「買い物ができる店や医療機関」、「高齢者が住みやすい住宅改修」の何れも半数の人が必要と考えている。

その他の意見では、「道路・駐車場の整備」を挙げた人が5人、「下水道の整備と衛生的な生活空間」を挙げた人が4人、「橋を架けること」を挙げた人が2人で、下水道の整備や道路環境の整備を必要とする意見がみられた。



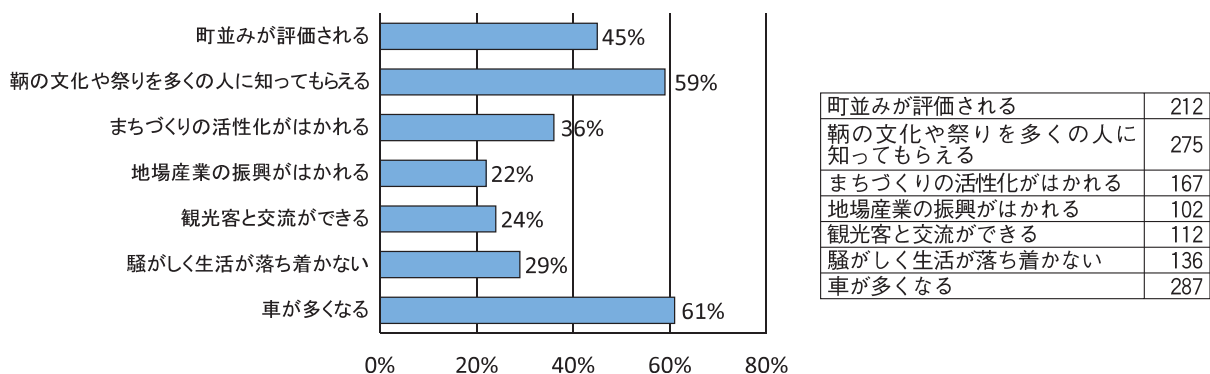
地震や高潮、地すべりといった自然災害に対応できる施設整備	244
火災が発生した時の日常の備え（設備含）	229
買い物ができる店や医療機関	223
高齢者が住みやすい住宅改修	222
安心・安全に通行できる生活道路の整備	305

(7) 鞆地区の観光について (問30)

鞆地区の観光化が進むことによってどのようなことが考えられるかという問に対して、「町並みが評価される」あるいは「鞆の文化や祭りを多くの人に知ってもらえる」というように肯定的に捉える人が半数である反面、「騒がしく生活が落ち着かない」、「車が多くなる」と考える人も多く、特に車の増加を危惧する人が61%と多い。

その他の意見として、「道路および駐車場の整備が必要」とするものが14件と最も多く、また、「観光

客のマナーが悪く迷惑だ」とするものが3件あり、「犯罪、事故が多くなる」というものもあった。



(8) 自由意見

鞆の町並み保存に対して意見や感想などを自由に記載してもらったところ、回答者の40%に当たる186件の記入があった。町並み保存に関する意見は65件であったが、そのうち保存に肯定的な意見は28件であり、否定的な意見が16件あった。また、「町並み保存は必要であるが、他に道路整備などがより重要」とする意見が18件あった。これも町並み保存には肯定的とすると、自由意見としては保存に肯定的な意見が多く寄せられた。

その他、いわゆる架橋問題に関する意見が53件、また道路の整備を望む意見が43件、駐車場を望む意見が11件であった。

3-4 まとめ

鞆の町並み保存について、鞆地区の住民がどのような認識を持っているかをアンケート調査によって明らかにしようと試みた。福山市が2008（平成20）年に指定した「鞆町伝統的建造物群保存地区」を中心としてその北部町内を含む広範囲の地域に対してアンケート調査票を各町内単位で配布し、郵送によって回収した。配布数949に対して469の回答を得、その回収率は49.4%であった。指定地域内外の回収比率はほぼ1：3であり、地域別にみた回収率では、指定地域内で53%、指定地域外で48%であった。

回答者の64%は男性であり、また、年齢層は70歳以上が53%、60～69歳が25%と3/4が60歳以上の高齢者であった。世帯の構成では、単身あるいは夫婦のみが53%、同居家族数も二人以下が50%であり、高齢化が進むとともに、一世帯あたりの家族数が減少していることが分かった。

鞆での居住歴は、親または祖父母の代から鞆に住んでいたという人が74%であり、自分の代になって引っ越して来た人は19%であり、多くの人は昔から住んでいるということになる。

回答者の多くが高齢者であるために、職業としては無職が45%と大半を占め、自営業が22%であった。

何らかの勤め先を持つ人は20%であるが、その勤務地は鞆市内と福山市街地方面は半々であり、通勤手段としては60%が自家用車またはバイクを利用している。

車社会を反映して、車を所有する人は63%であり、28%の人は2台以上の車を所有している。鞆地区の駐車が難しいことを反映して、半数は近くの共同駐車場あるいは月極駐車場を利用している。

居住する建物について、80%～90%は、土地および建物ともに自己所有である。建物構造は約85%が木造であり、鉄骨造あるいは鉄筋コンクリート造は8%となっており、階数で見れば81%が2階建てである。建物の建設年代は大正以前の建物は16%であり、昭和40年代までに建てられたものが7割近くを占め、老朽化が進んでいることが考えられる。建築基準法の改正によって、建物の耐震強度の向上が図られたとされる昭和50年代以降の建物は31%で、多くの建物が耐震診断および耐震補強が必要とされる

と思われる。

約3割の住人が自分が居住する以外の建物を所有しているが、そのうち6割は他人に貸したり、物置・倉庫などとして使用しているが、22%は空き家のままになっている。

福山市が指定している「鞆町伝統的建造物群保存地区」について、8割の人が知っていると回答しているが、自分の建物がこの指定地域内であるか、外であるか分からないと答えた人が14%あった。また、指定地域を知っており、かつ自分の建物がその何れの地域に属するか正しく認識している人が7割程度あって、指定地域についてはある程度認識されていると考えられる。

また、この指定地域内で建物の補修や修景を行う場合に、市および教育委員会への申請義務があり、また、市から一定の補助金が出るが、40%~50%の人は、この申請義務や補助金制度についても知っていると考えている。しかし、制度そのものは知っているが、その内容についてはよく知らないという人が33%~36%あった。伝建制度とともに、その内容について周知させることが必要であろう。

町並み保存に関して、軀らしさを感じる点では、多くの人が「寺院・神社」、「常夜灯・雁木などの港湾施設」、「江戸・明治以降の町並み」を挙げ、社寺の町、港町、古い町並みに軀らしさを感じている。

伝統的建造物を保存していくことについて、「修理・修景をしながら保存すべき」、「観光資源として保存すべき」とする人が多いが、「補助金など行政の援助が必要である」とする人も多い。一方で、26%の人が「いろいろと課題があって難しい」と考えている。町並みの保存に関する意識では、指定地域の内外で大きな差はみられず、町並み保存について肯定的に捉えられていることが分かった。

軀地区に住んでよかった点として、「先祖代々軀に住んでいて近隣とのつきあいが深い」ことを挙げる人がもっとも多く、人間関係の深さを大切にしており、歴史や伝統を感じる風光明媚な町に住んでいることを誇りとしている。また、将来も軀地区に住み続けるためには、生活道路の整備を挙げる人が最も多く、自然災害や火災に対応できる施設の整備や高齢者が住みやすい住宅改修が必要と考える人が多い。また、下水道の整備や橋を架けることといった意見もあった。

軀地区の観光については、町並みが評価され、軀の文化や祭を多くの人に知ってもらえ、さらには、町の活性化が図られると考える人が多い反面、車が多くなって困ると考える人も多く、また、騒がしくなって生活が落ち着かなくなると考える人も多い。

軀の町並み保存に関する自由意見では、保存に関して肯定的な意見が28件に対して否定的な意見は16件みられたが、保存も必要だが道路整備などがもっと必要という意見も多かった。

最後に、アンケート調査の実施に当たり、軀地区町内会長を始め多くの方々のご協力を得たこと、また、アンケート調査に回答を寄せられた住民の方々に深く感謝いたします。

付表1 アンケート調査配布数

町名	配布数	町名	配布数
御幸二	98	関中	30
原	157	関南	44
鍛冶	62	道越	68
祇園北	55	西町	59
祇園南	60	江北	47
石井	49	江中	38
石井浜	44	江南	52
関北	40	江元一	46
		合計	949

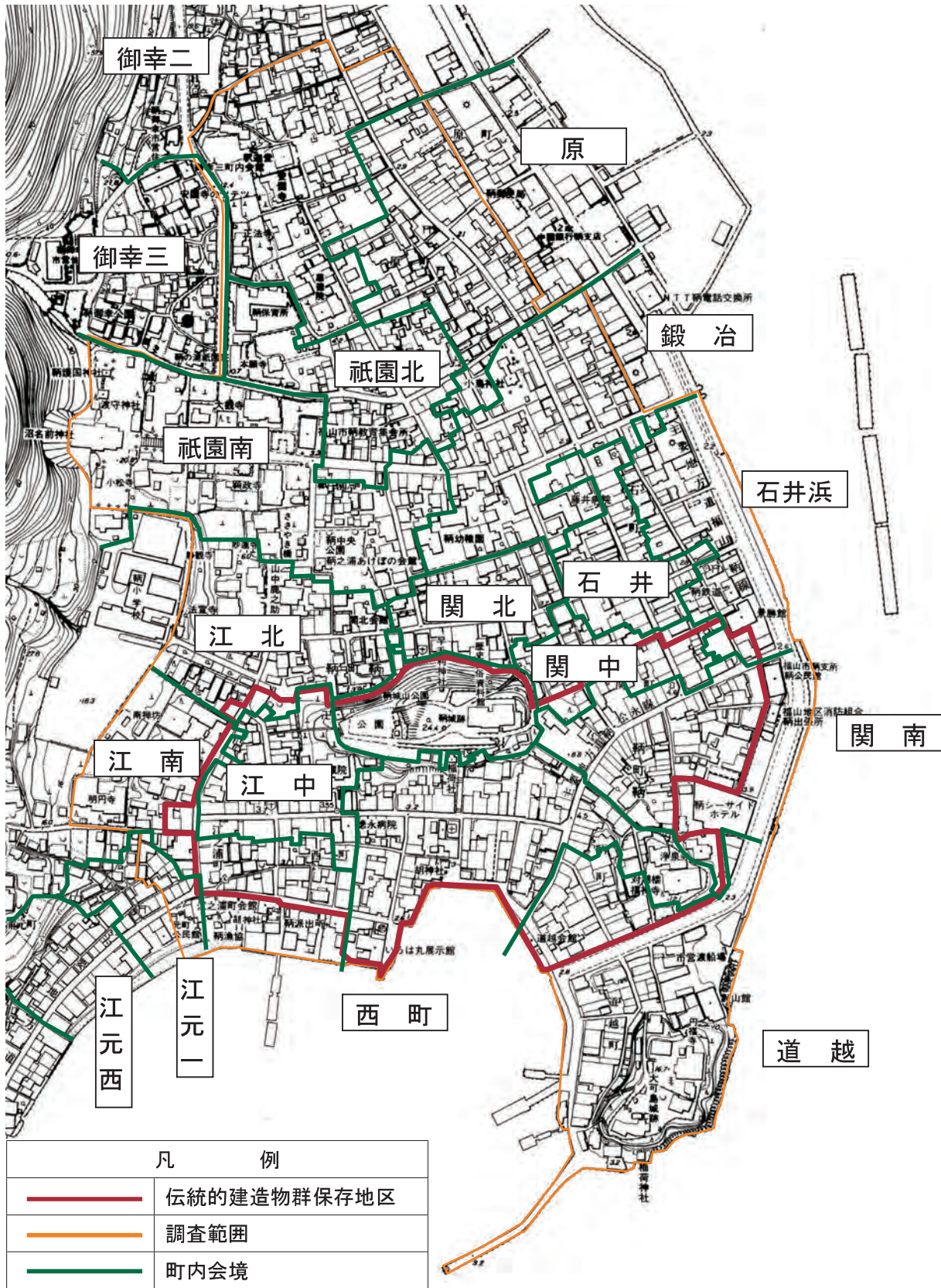


図4-3 アンケート調査地域

付録1 アンケート調査票

鞆町並み保存アンケート調査 回答用紙

以下の設問に世帯主がお答えください。
該当する番号を○で囲むか、()の中に記入してください。

■あなたご自身とご家族のことについてお伺いします。

- 問1 あなたの性別はどちらですか。
1. 男性 2. 女性
- 問2 あなたはどの年齢層に属しますか。
1. 20歳未満 2. 20~29歳 3. 30~39歳 4. 40~49歳
5. 50~59歳 6. 60~69歳 7. 70歳以上

- 問3 同居されている方の世代構成に該当するものに○を付けてください。
1. 単身 2. 夫婦のみ 3. 2世代 4. 3世代 5. その他()

- 問4 あなたを含めて同居されている家族の人数は何人ですか。()人

- 問5 いまごろからの住所に住んでいますか。
1. 親の世代または祖父母の世代から住んでいる
2. 自分の世代に引越してきた(Uターン、Iターンを含む)
3. その他()

- 問6 主に生計を維持されている方の該当する職業に○を付けてください。
1. 会社員 2. 公務員 3. 自営業 4. 農業
5. 漁業 6. なし 7. その他()

- 問7 お勤めをされている場合、通勤方法に該当するものを選んで○を付けてください。
1. 徒歩 2. 自転車 3. オートバイ 4. 自家用車
5. バス 6. その他()

- 問8 お勤めをされている場合、勤め先の所在地に該当するものを選んで○を付けてください。
1. 鞆地区内 2. 福山市街地方面 3. 沼隈方面・松永方面
4. その他()

■今お住まいの建物についてお伺いします。

- 問9 あなたが住んでいる建物の所有形態はどのようになっていますか。
1. すべてを所有している 2. すべてを借用している
3. 一部を借用している

- 問10 あなたが住んでいる建物の敷地の所有形態はどのようになっていますか。
1. すべてを所有している 2. すべてを借用している
3. 一部を借用している

1

- 問21 「鞆町伝統的建造物群保存地区」において建物の新築・増改築・外観の変更などをする時は、市及び教育委員会へ申請が必要であることをご存知ですか。
1. 知っている 2. 知っているが規制内容はよく知らない
3. 全く知らない

- 問22 「鞆町伝統的建造物群保存地区」の建物には補助制度があり、伝統的外観を維持するための修理や修景を行う場合に一定の補助金がでることをご存知ですか。
1. 知っている 2. 知っているが補助制度の内容はよく知らない
3. 全く知らない

■町並み保存についてお聞きします。

- 問23 建物や町並みで鞆らしきを感じるところはどこですか。
(あてはまるものすべてに○を付けてください)
1. 江戸期から昭和戦前までの伝統的建造物が混在して多く現存している
2. 常夜灯、雁木、道しるべ、踏地等が町並みと一体的に残っている
3. 300年前と変わらない街路(町割)が残っている
4. 港町としての特徴的な建物である浜蔵が残っている
5. 寺院、神社が数多くある
6. その他()

- 問24 伝統的建造物が多く残る町並みについてどう思われますか。
(あてはまるものすべてに○を付けてください)
1. 誇りを感じる
2. 生きがいを感じる
3. 保存の意識が向上する
4. 活気が生まれる
5. 連帯感が生まれ、まとまって発展していく
6. その他()

- 問25 伝統的建造物を保存していくことについてどう思われますか。
(あてはまるものすべてに○を付けてください)
1. 伝統的建造物は修理、修景しながら保存すべきだ
2. 観光資源として保存すべきだ
3. 補助金など行政の援助があるのなら保存が可能だ
4. いろいろと課題があって保存が難しい
5. その他()

- 問26 「倉敷」や「竹原」呉市「御手洗地区」など国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された地区に観光などで行かれたことはありますか。
1. 行ったことがある 2. 行ったことはない

- 問27 国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されると、固定資産税などの優遇措置があることはご存知ですか。
1. はい 2. いいえ

3

- 問11 あなたが住んでいる建物の階数と構造について、あてはまるものに○を付けてください。

- 階数：1. 平屋建て 2. 二階建て 3. 三階建て以上
構造：1. 木造 2. 鉄骨造 3. 鉄筋コンクリート造

- 問12 あなたが住んでいる建物の形制は次のうちどれですか。
1. 一戸建て住宅 2. 長屋・アパート等の集合住宅
3. その他()

- 問13 あなたが住んでいる建物はいまごろ建築されましたか。わかる範囲でお答えください。
1. 江戸時代 2. 明治時代 3. 大正時代 4. 昭和戦前
5. 昭和戦後から昭和40年代まで 6. 昭和50年代以降 7. わからない

- 問14 自家用車(営業車を含む)を所有していますか。
1. 所有している()台 2. 所有していない

- 問15 車を所有している方にお聞きします。車の車庫・駐車場は次のどれですか。
1. 住居の建物の内部(1階) 2. 住居の建物とは別棟の車庫
3. 敷地内にある屋根だけの駐車場 4. 敷地内にある屋根のない駐車場
5. 近くの共同駐車場・月極駐車場 6. その他()

■今のお住まい以外で、鞆町内に建物をお持ちの方にお伺いします。

- 問16 今住んでいる以外の建物を何棟お持ちですか。()棟

- 問17 今住んでいる以外の建物はどのように活用されていますか。
1. 物置・倉庫などとして活用している
2. 他人に貸している
3. 空家になっている
4. その他()

- 問18 建物を活用している場合の用途は次のうちどれですか。複数の場合、()に棟数を記入してください。
1. 住居() 2. 店舗() 3. 事務所()
4. 飲食店() 5. 工場() 6. 物置・倉庫()
7. その他()

■「鞆町伝統的建造物群保存地区」についてお尋ねします。

- 問19 2008年(平成20年)3月から、西町を中心とする約8.6haの範囲が福山市の「鞆町伝統的建造物群保存地区」になっていることはご存知ですか。
1. 知っている 2. 知らない

- 問20 今お住まいの住宅は「鞆町伝統的建造物群保存地区」の中に建っていますか。
1. 保存地区内である 2. 保存地区外である 3. わからない

2

■鞆地区に住んでいることについてお伺いします。

- 問28 鞆地区に住んでよかったと思われる点を挙げてください。
(あてはまるものすべてに○を付けてください)
1. 先祖代々鞆に住んでいて近隣とのつきあいが深い
2. 親、兄弟や親戚が近くに住んでいる
3. 友人知人が近くに住んでいる
4. 地元及び通勤できる範囲に職場がある
5. 歴史や伝統を感じる町で暮らせる
6. 風光明媚な町で暮らせる
7. その他()

- 問29 今のお住まいに不満が続くにあたって、なにが必要だと思いますか。
(あてはまるものすべてに○を付けてください)
1. 地震や高潮、地すべりといった自然災害に対応できる施設整備
2. 火災が発生した時の日常の備え(設備含)
3. 買い物ができる店や医療機関
4. 高齢者が住みやすい住宅改修
5. 安心・安全に通行できる生活道路の整備
6. その他()

■鞆地区の観光についてお伺いします。

- 問30 鞆地区の観光化が進むことによって考えられるものを挙げてください。
(あてはまるものすべてに○を付けてください)
1. 町並みが評価される
2. 鞆の文化や祭りを多くの人に知ってもらえる
3. まちづくりの活性化がはかれる
4. 地場産業の振興がはかれる
5. 観光客と交流ができる
6. 騒がしく生活が落ち着かない
7. 車が多くなる
8. その他()

■鞆の町並み保存に対してご意見・ご感想等をご自由にご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

4

4. 防災の現状と課題

4-1 まえがき

穏やかな瀬戸内海に面した鞆は、台風による風水害を除けば、大きな自然災害に見舞われることは少なく、比較的平穏な地域といえることができる。しかしながら、町並み保存の観点からすれば、山崩れや地滑りといった局所的な災害や火災のような人為的な災害も検討する必要がある。ここでは、地震、台風、大雨といった自然災害と火災について鞆地区の被災状況を検証し、町並みの防災について検討するものである。

4-2 地震防災の現状と課題

(1) 鞆を中心とする中国地方の地震状況

図4-4は、中国地方の歴史地震および観測地震の震央分布を示したものである。中国地方では全般に地震発生の頻度は少ないが、地震の震源は鳥取県の日本海沿岸部、鳥取、島根、広島県境の山地部に集中しており、また安芸灘から伊予灘に続く瀬戸内海西部地域に多くの地震が発生する。歴史的にみれば、

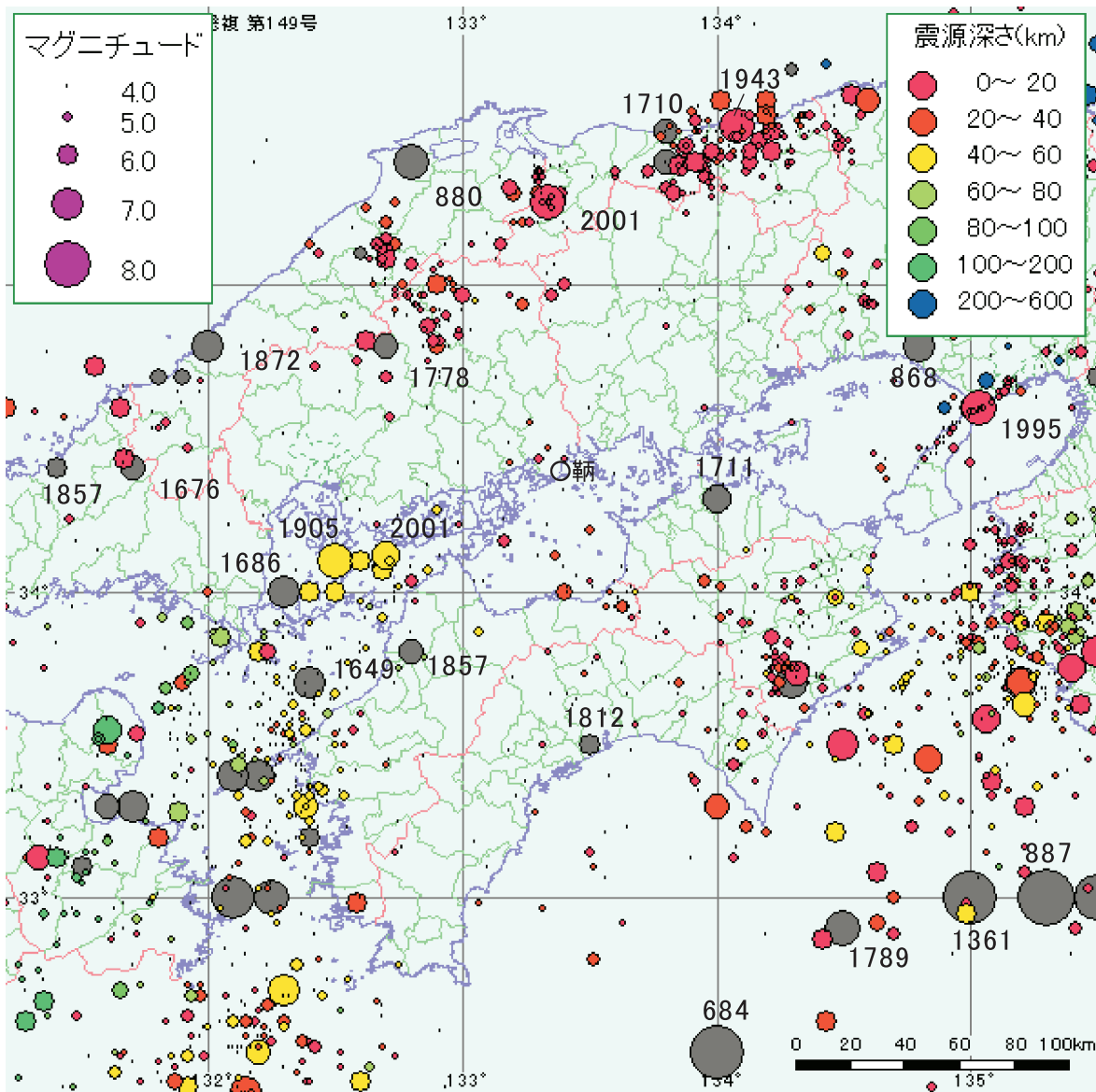


図4-4 中国地方の地震震源分布

中国地方で発生したマグニチュード7以上の地震や大きな被害をもたらした地震は元慶4（880）年11月23日（出雲、M=7.4）、慶安2（1649）年3月17日（伊予・安芸、M=7.1）、貞享3（1686）年1月4日（安芸・長門、M=7.0）、宝永4（1707）年10月28日（五畿七道、M=8.4、宝永地震）、寛延2（1749）年5月23日（伊予・安芸・因幡、M=7.0）、寛政元（1789）年5月10日（土佐、阿波・備前・因幡・安芸、M=7.4）などが上げられる。

近年の地震としては、1905（明治38）年芸予地震（6月2日、M=7.3）、鳥取地震（1943（昭和18）年9月10日、M=7.2）があり、最近では鳥取県西部地震（2000（平成12）年10月6日、M=7.3、福山震度5弱）、2001（平成13）年芸予地震（3月24日、M=6.4、福山震度5弱）が記憶に新しい。

地震の原因は、地殻のプレート運動によるものであり、断層の動きによるものであるとされている。鞆地区の近辺には図4-5に示すように5個の活断層が推定されており、このうち鞆断層の南端は、まさに鞆地区の直下にある。実際に、これらの断層からは少し離れるが、1955（昭和30）年4月23日にマグニチュード4.5の地震が水呑町近辺で発生しており、また、1970（昭和45）年9月29日にはマグニチュード4.9の地震がみろくの里近辺で発生している。しかしながら、これらの断層は確実度Ⅱの活断層であって、これらの地震が特定の活断層の運動に関係しているかどうかははっきりしない。

図4-6は、鞆を中心に半径50km以内で1885（明治18）年以降に発生したマグニチュード4以上の地震の震源分布を示している。この範囲には40個の地震の発生が観測されているが、そのうち最大のものは、1916（大正5）年8月6日に燧灘で発生したマグニチュード5.7の地震である。このように、鞆地区の近辺で大きな地震が将来とも発生する可能性はあまり大きいものではなく、むしろ、安芸灘や山陰地方を震源とするマグニチュード7クラスの地震によって、震度5弱の揺れを生じる可能性の方が高い。

福山市は、広島県地震被害想定調査報告書（2007（平成19）年3月）に基づいて、将来発生するであろう地震によって、福山市域にどのような揺れが生じるかを地震ハザードマップとして公表している。一例として鞆地域について見れば、図4-7は震源を石鎚山脈北縁と想定した場合の震度の分布を示したもので、町並み保存地区全域は、震度6弱の強い揺れを感じると

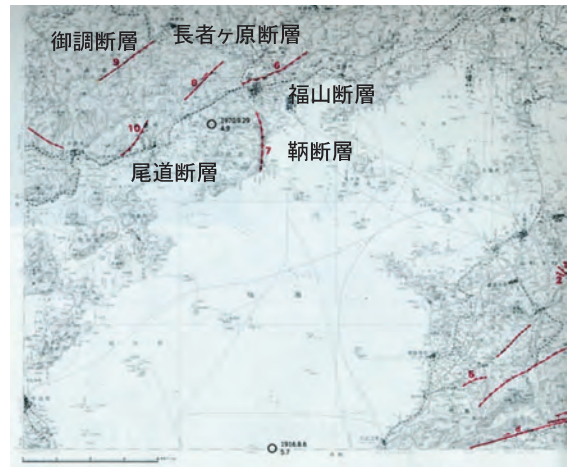


図4-5 鞆地区近辺に推定される活断層

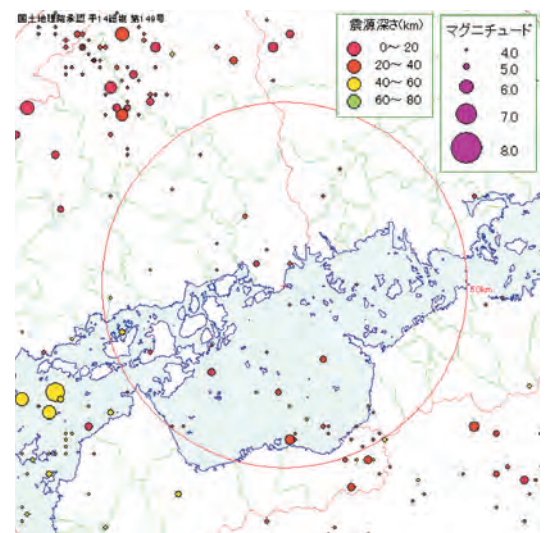


図4-6 鞆を中心とする半径50km以内で発生した地震の震源分布(1885(明治18)年以降)



図4-7 想定地震(石鎚山脈北縁)による鞆の震度

している。一方で、近い将来発生するであろうとされる南海あるいは東南海を震源とする地震に対しては、震度5弱の揺れを予想している。

(2) 地震防災に対する現状と課題

輛地区では、地震被害の観点からは、これまで大きな地震動災害を経験したことはなく、また、将来も震度5弱程度の揺れが予想される程度と考えられる。しかしながら、町並み保存地区内の住宅のほぼ8割は木造住宅であり、江戸・明治・昭和の時代に建設された住宅が密集して混在し、その多くはすでに老朽化の影響が大きいと考えざるを得ない。震度5強程度の揺れによっては、倒壊する建物が出ることは避けられないと考えられる。従って地震災害に対する対策としては、保存地区内の住宅で建設年代の古いものについては耐震診断を実施し、倒壊のおそれがある住宅については耐震補強を実施することが必要である。

一方で、町並み保存の観点から地震動災害を見た場合、地震動による建物の直接的な震動被害ではなく、むしろ二次災害として発生する恐れのある火災である。地震の二次災害としての火災は、倒壊した家屋で使用中の直火、ガス管の破裂、漏電などが考えられるが、地震時に火災を発生させないためには、地震による建物の倒壊あるいは崩壊を避けることが極めて重要である。

輛地区では住宅は密集し、道路は狭いので、倒壊した建物がさらに道路を塞ぐことになり、一度火災が発生した場合、消火活動は極めて困難であると思われる。また、大地震時には、水道管の破損によって、消火栓の使用を期待することも難しい。従って、大地震時に発生する恐れのある火災に対する対策を検討しておくことが極めて重要である。

また、近い将来、南海あるいは東南海を震源とする地震の発生が予測されているが、震源までの距離

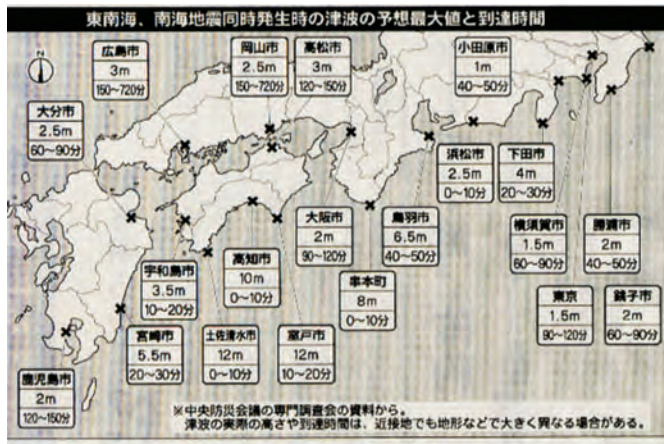


図4-8 津波予想最大高さおよび到達時間

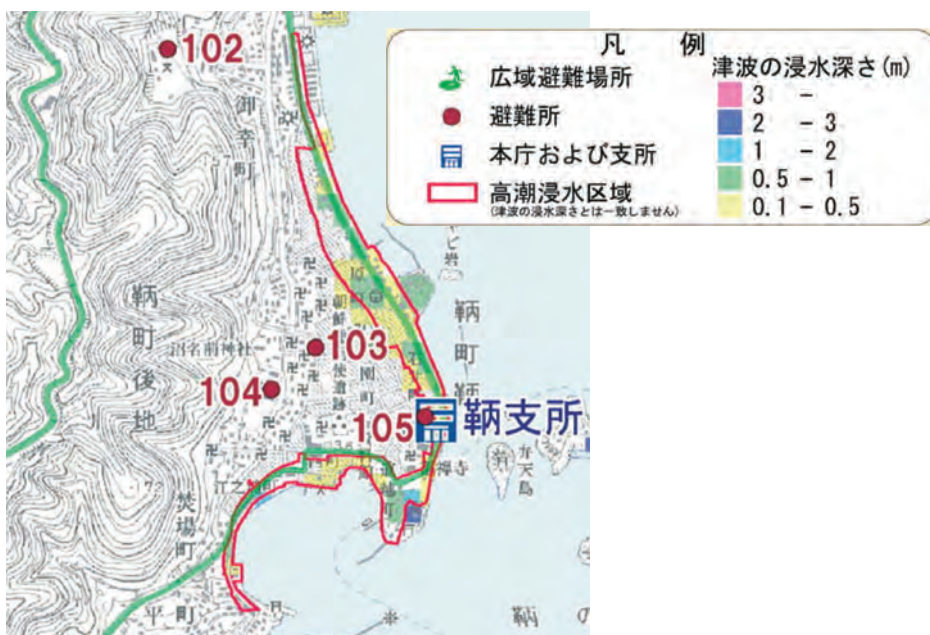


図4-9 津波浸水深さと高潮浸水区域

が大きいので、鞆地区での震度は5弱程度（今後見直し予定）であると想定されている。このような海洋型の地震では、地震動による直接的な振動被害よりも津波の影響を考える必要がある。中央防災会議の予測では、図4-8に示されるように、広島県沿岸部には、地震発生後150～720分後に最大3mの津波が到達するとされている。

福山市では、東南海地震と南海地震が同時に発生した場合を想定して、市全域の津波・高潮ハザードマップを公開しているが、鞆地区では図4-9に示すように、一部地区では津波による浸水深さが1～2mと予測される場所もあるが、西町を中心とする地域では0.1～0.5m（今後見直し予定）と予測している。一方で、鞆地区沿岸部は高潮浸水区域に指定されており、いずれにしても、津波あるいは高潮による浸水被害を避ける対策が必要である。

なお、2011（平成23）年東北地方太平洋沖地震による巨大津波によって、東北地方が甚大な地震災害を被ったことから、東海・東南海・南海地震の3地震が連動して同時発生する危険性も否定できなくなり、これら太平洋沖で発生する巨大地震による震度や津波高さの予測値が見直されることになるであろうから、住宅の耐震化や津波に対する対策は一段と重要性を増すであろう。

4-3 風水害の現状と課題

鞆地区における自然災害の発生は比較的が少ないが、大雨や台風などによる風水害はしばしば発生する。

表4-1は中村家文書に残る歴史的な台風における被害状況と近年の台風による住宅浸水被害を表している。特に2004（平成16）年の台風16号および18号によって、仙酔島の田ノ浦から彦浦にかけての海岸線歩道およそ700mの多くの部分が崩壊した。福山市建設局によれば、台風16号で浸水した範囲は図4-10

表4-1 鞆地区の台風被害

年月日	被害の概要	出典
享保9（1724）年9月29日	八月十三日鞆大風浜側竈十二戸壁抜け落ち倒れる秋暴風雨	中村家日記
享保14（1729）年9月11日	八月十九日鞆大風雨にて石垣破損多し	中村家日記
寛保4（1744）年9月28日	八月十一日鞆大風雨焚場通りの石垣宗碩新涯石垣道越町浜通石垣有磯町通り浜石垣浄泉寺石垣および墓地石井通り浜側石垣など残らず打ち崩れ、其の上江浦町浜側小渡海船四五艘破壊す	中村家日記
1978（昭和53）年9月15日	台風18号、床下浸水11戸	
2004（平成16）年7月31日	台風10号、床下浸水28戸	
2004（平成16）年8月30日	台風16号、床下浸水187戸	
2004（平成16）年9月7日	台風18号、床下浸水10戸	



【資料】福山市建設局建設管理部建設政策課の記録

図4-10 2004（平成16）年台風16号による浸水範囲

に示すようなもので、浸水範囲の面積は約5万㎡で、床下浸水187戸、延べ床面積27,302㎡である。その原因は、護岸の未整備や高さ不足、配水管からの逆流などであるとされている。

鞆地区における主な風水害は台風による高潮であるが、2005（平成17）年7月2日の豪雨では床下浸水5戸の被害が発生した。

浸水について見れば、その原因として、地震による津波と台風による高潮が考えられるが後者の方が発生頻度は遥かに高く、その対策が必要である。

鞆の住宅地は海岸に面した狭隘な地域にあって、背後には鞆町後地と呼ばれる山地が迫っている。従って、豪雨であれ台風であれ、大雨による地滑りや土石流災害が発生する危険性を伴う。また、急傾斜地も多く、地盤災害の発生も予測される。

広島県の「土砂災害ポータルひろしま」によれば、土砂災害危険箇所図として、図4-11に示すような土砂災害ハザードマップが公開されている。これによれば、3本の土石流危険渓流があり、それぞれの渓流に対する被害想定地域が示されているが、指定地域の一部がこの被害想定地域に含まれている。また、鞆城跡を中心とした急傾斜地とその被害想定地域があり、この範囲に指定地域の一部が含まれており、急傾斜地の地滑り対策を講じる必要がある。

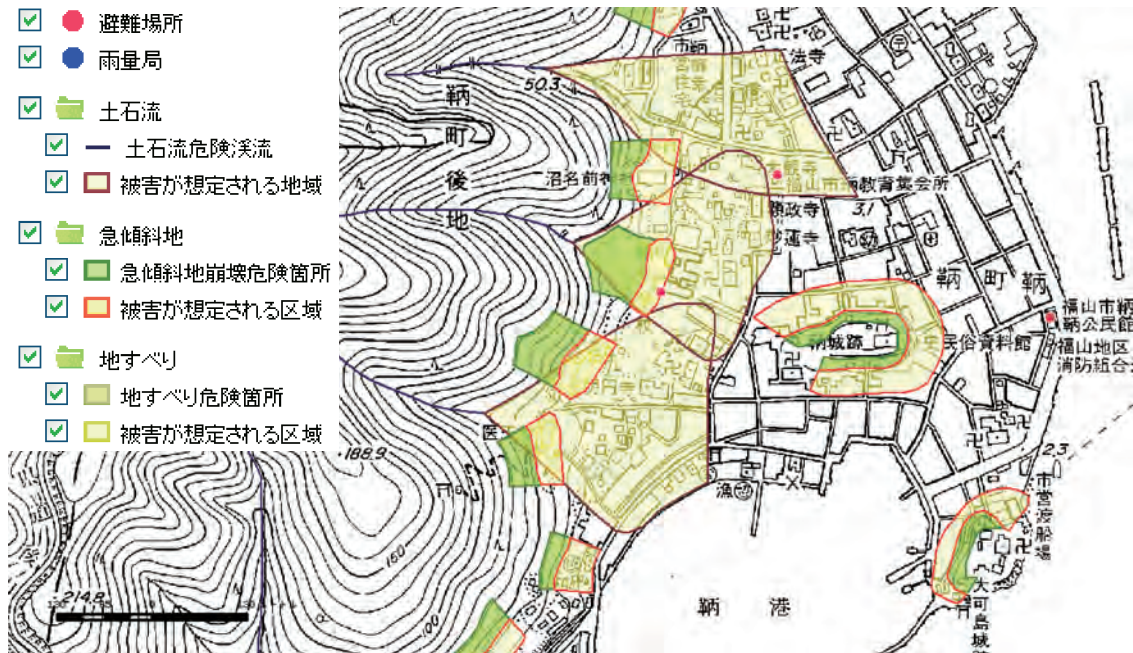


図4-11 土砂災害ハザードマップ

4-4 火災の現状と課題

鞆地区では、近年、大火というほどの火災の発生を見ないことは幸いなことであるが、中村家日記によって歴史的に見れば、表4-2に示されるように、江戸期にはしばしば大火を発生させている。住宅の密集地域であり、消火能力に乏しい当時としては、やむを得ないことであったともいえる。

鞆地区では古い木造住宅が壁を接して連続して建てられているものも多く、火災に対して脆弱であることは否めない。しかも、道路幅も狭く、また、坂道も多いので、ひとたび火災が発生するとその消火活動が極めて困難であることが予想される。従って、消防車や緊急車両による通常の消火活動が不能な場合を想定した対策を検討しておくことが必要である。

なお、鞆地区は福山市の消防組織上、福山地区消防組合南消防署の管轄であり、鞆出張所が鞆町鞆550-12に設けられており、消防団としては、福山市消防団第四方面隊鞆分団に所属している。

表4-2 鞆の歴史的大火

年月日	火災状況	出典
寛延2(1749)年10月17日	鞆原町出火、竈数216軒、原村分28軒焼失	中村家日記
宝暦元(1751)年8月5日	鞆町原町出火、竈数150軒焼失	中村家日記
宝暦8(1758)年1月3日	鞆町火番小屋より出火、竈数87軒焼失	中村家日記
天明6(1786)年8月23日	鞆寺町出火、類焼13軒	中村家日記
文政2(1819)年7月11日	上代屋敷残らず焼失	中村家日記
文政5(1822)年8月15日	南禅坊残らず焼失	中村家日記
天保6(1835)年4月2日	鞆原村安国寺下在家156軒、竈数30軒余消失	中村家日記

4-5 自主防災組織について

災害時に備えて住民が自発的に参加する自主防災組織があるが、福山市では市内80学区のすべての地区で組織されており、指定地域では鞆学区の自主防災組織があり、毎年、防災訓練などを実施し、大きな成果を上げている。しかしながら、鞆地区においては、人口の減少と高齢化が進み、このような活動に参加できる人の数は減少し、また、体力的な面から十分な活動が困難な状況に陥りつつあることは否めない。

4-6 まとめ

鞆地区を自然災害の面から見た場合、この地域は比較的に静穏な地域と見ることができる。しかしながら、瀬戸内海に面した狭隘な地域に住宅の密集した港町であり、台風時の高潮などの被害を受けやすい。また、背後には山地が迫っており、これまでに余り大きな被害を経験してはいないが、地滑りや土石流などの地盤災害の危険性も指摘されている。さらに、道路幅も狭く、しかも、複雑に入り組んでいるので、こういった災害が発生した場合、十分な防災活動を実施することが困難となる恐れがある。従って、町並みの保存を図るためには、これらの点を考慮した防災対策が必要とされる。

